

# 経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項)

平成24年9月



## 目次

はじめに .....	1
1. 経営強化計画の実施期間 .....	1
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 .....	2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策 .....	2
① 岩手県の経済情勢及び東日本大震災の影響 .....	2
② 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢 .....	5
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策 .....	7
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策 .....	7
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制 .....	10
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策 .....	11
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 .....	14
① 被災者への信用供与の状況 .....	14
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 .....	22
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 .....	41
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策 .....	41
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策 .....	45
③ 早期の事業再生に資する方策 .....	47
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策 .....	49
3. 協定銀行による株式等の引受等に係る事項 .....	51
(1) 協定銀行による株式等の引受を求める額及びその内容 .....	51
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針 .....	52
① 金額の算定根拠 .....	52
② 当該自己資本の活用方針 .....	53
4. 収益の見通し .....	54
(1) 平成 24 年 3 月期決算の概要 .....	54
(2) 収益見通しの概要 .....	55
5. 剰余金の処分の方針 .....	57
6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 .....	58
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針 .....	58
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針 .....	58
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針 .....	59
機能強化のための前提条件 .....	62

## はじめに

当行は、昭和 25 年 10 月に戦後第 1 号の普通銀行として設立されました。「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」の経営理念のもと、お客様とのリレーションを重視した「地域産業の創出」並びに「中小企業の支援」を独自のビジネスモデルとし、「郷土の成長を育む農耕型の経営を実践する銀行」を目指すべき姿に掲げ、地域密着型金融を実践しております。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災（以下：震災）は当行が主たる営業基盤とする岩手県を中心に甚大な被害をもたらしました。当行は平成 22 年度決算において「災害による損失（貸倒引当金追加繰入や固定資産関連の減損損失等）」46 億 7 百万円を特別損失に計上したことから 39 億 35 百万円の当期純損失となりました。平成 23 年度決算においては被災地域のお客様の再建支援や資金供給に積極的に取り組んできた結果、7 億 80 百万円の当期純利益を確保することができました。また平成 24 年 3 月末時点の自己資本比率は連結で 9.47%、単体で 8.79%と国内基準行に求められる基準の 4%を大幅に上回る十分な健全性を確保していることから、地域へ資金を供給するために十分な自己資本について問題ないものと捉えております。

しかしながら、当行では、地域のお客様に対して十分な金融仲介機能を果たしていくことが、荒廃した戦後の岩手を復興させるべく設立・誕生した当行の存在意義と再認識しているところであり、また復興のための資金供給は数年で到底終わるものではなく、長期的かつ安定的に求められると認識しております。そうした中、当行は国と一体となった復興を成し遂げるため「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下：金融機能強化法）に基づき、国に資本参加いただくことを決定いたしました。地域金融機関としてさらに存在感を示し、被災地域の中小・零細企業や個人のお客様への資金供給に万全を期していくものであります。

当行は金融機能強化法に基づく経営強化計画の策定により、震災からの復興支援に向けた取組をさらに強化するとともに、地域経済の活性化にむけた資金供給や地域産業の支援を積極的に行っていく所存です。

### 1. 経営強化計画の実施期間

当行は「金融機能強化法附則第 8 条第 1 項」の規定に基づき、平成 24 年 4 月から平成 28 年 3 月までの「経営強化計画」を策定いたしました。震災により、当行が営業基盤とする岩手県の被害は甚大かつ広範にわたり、復興へ向けた各自治体の復興計画も長期間にわたって策定され、当行としても被災地域の震災からの復興に対して長期的かつ積極的に支援していく必要があると認識しております。国が示している「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興期間を 10 年間とし、当初 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）を「集中復興期間」と位置付けていることから、歩調を合わせ、当行の経営強化計画についても平成 27 年度までの 4 年計画とします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

## 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

### 2. (1). 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

#### 2. (1). ①岩手県の経済情勢及び東日本大震災の影響

##### I 岩手県の経済情勢

当行の営業基盤である岩手県は、東北地方北部に位置し、面積は北海道に次ぐ第2位の15,278k m<sup>2</sup>を有しております。県人口はおよそ130万人で、うち100万人程度は内陸部の北上盆地に集中しております。県内産業の特徴は、広大な面積と世界有数の三陸漁場を生かし、従来から農林水産業が他県に比べ盛んであり、平成21年度の食料自給率は、カロリーベースで108%と全国で5番目の高さとなっております。また平成3年の東北新幹線盛岡・東京間開業により企業誘致が急速に進展しました。平成5年の関東自動車工業の金ヶ崎町進出を皮切りに、北上市、県南地域を中心に企業集積が促進し、雇用の回復・県民所得の向上等の経済効果として波及しております。

岩手県の現在の経済状況は、全体では旺盛な復興需要等により支えられる形で公共投資等を中心に堅調に推移しております。また工場立地が集積している県央から県南地域を中心に雇用情勢も改善が続いております。各動向をみると、製造業においては、昨年の円高や欧州を震源とする世界的な金融不安による影響から弱含みとなっておりますが、年明け以降の円安基調・金融不安の後退により持ち直しの兆しが窺われましたが、足元では欧州問題が再燃しており先行き不透明な状況となっております。公共投資においては東日本大震災で受けた被害の復旧工事を中心に前年を大幅に上回って推移しております。現状、幹線道路、産廃処理、仮設商店街の建築等、小規模案件が主体となっておりますが、先行き平成24年度予算の執行により災害公営住宅等の大規模案件による更なる受注増加が見込まれます。個人消費は震災直後大幅な落ち込みとなり、その後も百貨店売上高、スーパー売上高ともに前年実績を下回り弱い動きとなっておりますが、足下では回復傾向となっております。住宅着工においては住宅メーカーが沿岸拠点を強化する動きが継続しており被災地における潜在的なニーズは強くなっております。

一方、金融面では、県内金融機関預金は平成24年3月現在52,652億円となり、震災直後の平成23年3月と比較し、7,672億円の大幅な増加となっております。当行預金残高も平成24年3月末現在7,168億円と、震災前の平成23年3月と比較すると、707億円の大幅な増加となりました。個人預金については、義援金・各種支援金・保険金等の受入れを主因とし、法人預金においては、建設業・小売業等の震災関連業種の大幅増が主因として挙げられます。また、県内金融機関貸出金は平成24年3月現在24,044億円となり、震災直後の平成23年3月と比較し776億円の増加となっております。当行貸出金残高は平成24年3月末現在4,954億円と、震災直後の平成23年3月から371億円の大幅な増加と

なりました。個人向貸出は横ばいで推移したものの、中小企業向貸出は増加し、震災需要を取りこむ形での貸出金増加となりました。今後においても復興需要が本格化してくることから、貸出金については増加を見込んでおります。

**【主な経済指標】**

**【資料出所：東北財務局盛岡事務所 HP】**

	23年3月	23年9月	23年12月	24年3月
大型小売店売上高 【前年比%】	▲24.8	▲6.5	▲4.2	27.5
新設住宅着工戸数 【前年比%】	▲30.1	44.4	▲14.9	17.8
有効求人倍率 【倍】	0.46	0.59	0.69	0.81

**【岩手県内預貸金】**

**【資料出所：日本銀行盛岡事務所 HP】**

	23年3月	23年9月	23年12月	24年3月
預金 【億円】	44,980	49,443	49,601	52,652
貸出金 【億円】	23,268	22,970	23,157	24,044

**Ⅱ 東日本大震災による影響**

平成23年3月11日午後2時46分に発生しました東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、岩手・宮城・福島県を中心として東日本一帯が甚大な被害に見舞われました。岩手県においても最大震度6強を観測し、さらには国内観測史上最大ともいわれる津波により被害が拡大し、家屋・社会インフラ・生産設備等においても沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けました。

岩手県災害対策本部によると岩手県の被害状況は、被害の甚大な県沿岸部を中心に、平成24年7月11日現在の死者・行方不明者は5,882人、家屋被害24,881棟、産業被害は8,293億円（平成24年3月1日現在）、公共土木施設被害2,990億円（平成23年7月31日現在）となっております。また震災により約525万トン（岩手県内の一般廃棄物の約10年超分に相当）の災害廃棄物（津波堆積物含む）が発生しましたが、平成24年7月末までの処理量はおよそ19%にあたる約74万トンとなっており、災害廃棄物処理が進んでいない状況も沿岸部の「街づくり」妨げの要因となっております。また、津波被害を受けない県内陸部においても家屋被害1,318棟、公共土木施設被害等の地震による直接被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故により、牛肉の一時出荷停止や、原木しいたけ、野生山菜等の出荷自粛・出荷停止等による間接被害が生じております。放射能の風評被害については震災直後と比較し、静まっているものの、県内陸南部等においては依然として放射線量の高い状況が継続しており、今後においても農林水産物への被害拡大が想定されます。

岩手県の人口をみると、平成24年7月1日現在では約130.4万人と、平成23年3月1日対比2.2万人の減少となっております。特に沿岸部では、震災による死者の発生や県内外への避難により平成23年3月1日対比1.6万人と大幅に人口が減少いたしました。

震災後約1年半が経過し、岩手県および沿岸部の12市町村においては復興計画等が策定され、国による震災関連予算の執行等も並行したことから、当面の「復旧」事業から「復興」へ向けて個人・企業ともに歩みだしております。

《東日本大震災における岩手県の被害状況》

【資料出所：岩手県】

被害の区分		被害	備考
人的被害 ※H24.7.11	死者数	4,671人	
	行方不明者数	1,211人	
	負傷者数	200人	
家屋被害 ※H24.7.11	全・半壊	24,881棟	
産業被害 ※農林水産被害はH24.3.1確定 ※商工業被害は津波・浸水被害の推計額【H23.7月】	農業被害	687億円	農地・農業用施設639億円、農業施設28億円等
	林業被害	296億円	林業施設221億円、森林59億円等
	水産業・漁協被害	5,649億円	漁港4,527億円、漁船338億円、水産施設等365億円等
	工業（製造業）被害	890億円	
	商業（小売・卸売業）被害	445億円	
	観光業（宿泊施設）被害	326億円	
	計	8,293億円	
公共土木施設被害 ※H23.7.31	河川・海岸・道路等施設設備	2,140億円	海岸1,784億円、道路176億円等
	都市・公園施設被害	405億円	下水道306億円、公園99億円
	港湾関係施設被害	445億円	
	計	2,990億円	

《岩手県および主要沿岸地域の震災前と現在の人口比較》

【資料出所：岩手県】

被災地域	H23.3.1人口	H24.7.1人口	人口減少数	減少率
宮古市	59,299	57,358	▲1,871	▲3.16
釜石市	39,939	36,884	▲2,515	▲6.38
大船渡市	40,579	38,876	▲1,703	▲4.19
陸前高田市	23,221	19,750	▲3,471	▲14.94
浸水区域内市町村合計	272,937	256,610	▲16,327	▲5.98
岩手県	1,326,643	1,304,124	▲22,519	▲1.69

## 2. (1). ②中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢

### I 取組姿勢

当行は「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」という経営理念のもと、現在の中期経営計画において目指すべき姿として掲げた「**郷土の成長を育む農耕型の経営を実践する銀行**」（以下：農耕型経営）を推し進めております。そして、平成 24 年度は「復興元年」と位置づけており、郷土の復興を地域のお客様と共に成し遂げるべく、復興地域への支援並びに復興資金需要に対し積極的に取り組んでまいります。

「農耕型経営」：お客様への日常的・継続的な訪問により、経営の悩み等を相談いただける信頼関係を構築すること。さらに新たなお客様への日常的・継続的な訪問により、取引を開始していただき信頼を得ていくこと。そしてお客様の課題を解決しながらともに成長し、地域で「東北銀行」の存在価値を高めていくこと。

### II 復興支援

平成 24 年は国及び自治体が震災からの復興元年と位置づけていることから、当行も平成 24 年度を復興元年と位置づけ、中期経営計画において「**復興支援**」を中心に掲げ、復興支援を最大の使命として取り組んでおります。

当行では震災からの郷土の復興を成し遂げるべく、地域への長期的かつ積極的な資金供給並びにこれまで以上にコンサルティング機能を発揮し、被災者の事業や生活の再建支援に積極的に取り組んでまいります。

### III ビジネスモデル

「農耕型経営」を推し進めるべく独自のビジネスモデルとして以下の 2 本柱を掲げて地域密着型金融を実践しております。

#### ＜地域産業の創出＞

「アグリビジネス」、「環境ビジネス」、「医療・介護ビジネス」について地域産業の創出を目指し積極的な支援を行ってまいります。

#### ＜中小企業の支援＞

ビジネスマッチング、ファクタリング、ABL 等各種ツールを用いて、最適なソリューションの提供によって、中小企業の支援を行ってまいります。

## 【中期経営計画】

名称 :



期間 : 平成 22 年 4 月～平成 25 年 3 月

(震災復興の継続支援のため経営計画を1年間延長しております。)

### 《中期経営計画全体図》





## 2. (2). 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

### 2. (2). ①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のため、本部において、各営業店に対するサポート体制を構築するため以下の部室を設置し、中小規模の事業者への資金供給やソリューション提供及び経営改善支援等に努めております。当行では今後も地域経済の活性化のために地域密着型金融を実践し、地域への積極的な信用供与に努めて参ります。

#### 《戦略統括部》

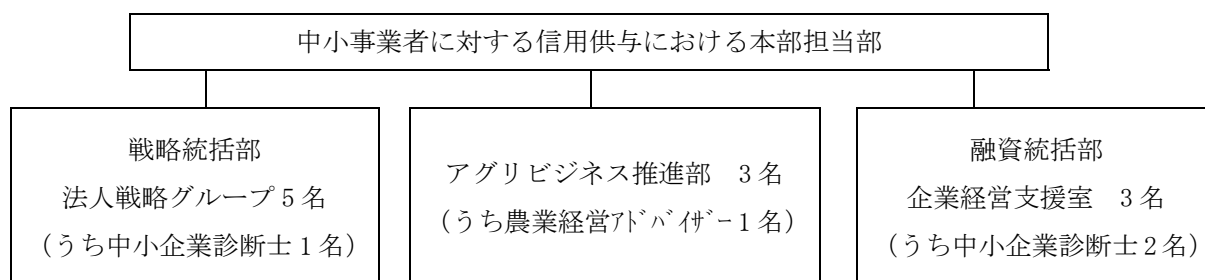
戦略統括部を「支店統括」、「個人戦略」、「法人戦略」、「預り資産戦略」の4つのグループに分類し、中小規模の事業者に対する信用供与への取組については主に「法人戦略」グループが担当し、最適なツールや新しい融資手法等の提案等を行っております。また環境ビジネス及び医療・介護ビジネスについても積極的に支援を行っております。さらに被災地域における復興支援に向け、各営業店をサポートする体制としております。

#### 《アグリビジネス推進部》

アグリビジネス推進部では、アグリビジネス推進に関する営業店サポートや、ビジネスマッチング等を通じ、アグリビジネス分野の地元企業の成長を支援するとともに、資金ニーズに対しても積極的に対応する体制としております。

#### 《融資統括部企業経営支援室》

融資統括部企業経営支援室では、特定企業に対する経営改善支援や事業再生支援、被災地域における企業の再生支援等に向け、各営業店をサポートする体制を構築しております。



※ 当行行員の有資格者 ・ 中小企業診断士 11名 (うち2名が営業店)  
・ 農業経営アドバイザー 12名 (うち女性1名含む11名が営業店)

なお、震災復興への取組においては別途「震災復興推進本部」を設置し、各部が横断的な体制を構築し、中小事業者の信用供与に対し取組んでおります。

各部署では次のとおり具体的な取組を実施し、地域のお客様へ様々な支援を今後も積極的に行ってまいります。

### 《戦略統括部》

戦略統括部は、営業店の営業推進支援の中心的な役割を担う部署であり、銀行全体の預貸金等の各種予算進捗状況の管理から、事業資金の商品開発、住宅ローンを中心とする個人ローンの商品開発に加えて、各種金融サービス等の企画を行っております。商品の企画立案からはじまり、広告宣伝等の商品PR、販売状況の管理、検証まで銀行全体の営業推進部門全般にわたってPDCAを実践し、営業推進における最適化を図っております。

預貸金の動向把握にあたっては、各営業店に「予算商材管理シート」を配信し、各営業店の貸出金商材の把握から銀行全体の貸出金動向を推測し、収益管理や資金ポジション等の動向把握を行っております。予算乖離等の生じる営業店については、臨店指導やグループ会議等の際に本部・営業店が一体となりその問題点把握に努めております。

中小事業者の信用供与においては「法人戦略」グループが中心となり、当行のビジネスモデルの柱である「地域産業の創出」、「中小企業の支援」の両面から中小事業者に向けた取組支援を行っております。「環境ビジネス」支援に向けた取組では「とうぎんエコ・ローン」を発売し、中小事業者の環境への取組体制により【環境利子補給型】、【環境ファンド型】、【一般型】の3種類を準備しております。「とうぎん“環境”ファンド」では、中小事業者への資金供給と並行し、「国内クレジット制度」への取組も行っており、当行が排出削減共同実施者となることで、排出削減事業者である中小企業より「国内クレジット」を取得し中小事業者の環境への取組に対して協働での取組を行ってまいります。「医療・介護ビジネス」支援に向けた取組では「医療・介護ニュース」を定期的に発行し、医療・介護事業者に対し、各種制度変更等の情報発信を行ってまいります。その他の分野においても「ファクタリングシステム」、「ABL」、「R&I 中堅企業格付取得の支援」、「M&A等のビジネスマッチング」等付加価値の高い企業サポートを実施してまいります。

### 《アグリビジネス推進部》

東北地方は、就業人口に占める第一次産業の比率が全国に比べ高く、農林水産業が地域の基幹産業であると認識しております。しかしながら原料供給にとどまっていることから、その生産額は決して高くありません。

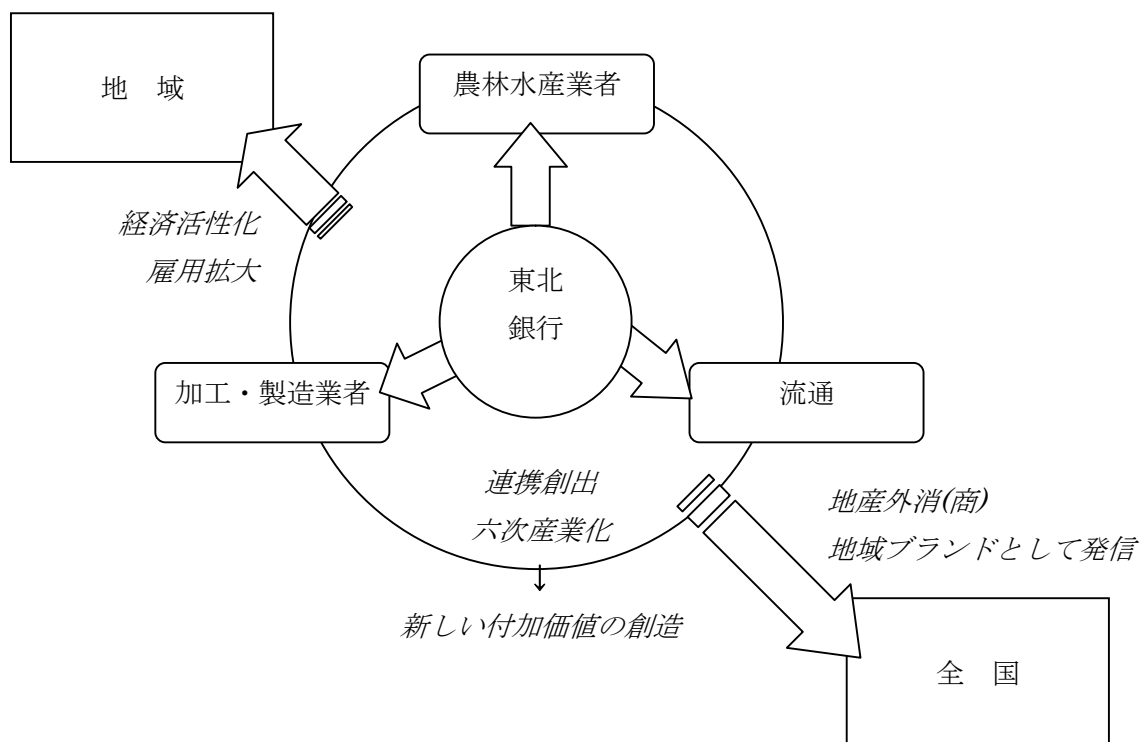
一方、公共工事が減少する中で建設業が農業に参入したり、食料品小売業が安全・安心の農産物を確保するため農家と直接契約しあるいは農業参入したりと、アグリビジネスに対する注目度は高まっていると捉えております。

アグリビジネスへの参入や契約事例
・建設業社が養鶏業に参入。
・測量設計社がきのこ栽培に参入。
・小売業社が農家と大根の契約栽培。

基幹産業である農林水産業のポテンシャルは高く、地域経済の活性化や雇用機会の創出につながるものとして、アグリビジネス支援の取組を行っております。生産者へのコンサルティング、ビジネスマッチング、セミナー等を通じて、第一次産業・第二次産業・第三次産業の各産業連携した「六次産業化」による「地産外消（商）」を目指した支援を行ってまいります。

- ・ 平成 17 年 1 月 地域密着型金融の柱に、“アグリビジネス支援”を位置づけ。
- ・ 平成 17 年 10 月 アグリビジネス専担部署となる地域戦略部を設置。
- ・ 平成 20 年 4 月 地域戦略本部アグリビジネス推進室を設置。
- ・ 平成 21 年 4 月 農業経営アドバイザーを中心に「とうぎんチームアグリ」を結成。(アグリビジネス推進部 3 名+アドバイザー 9 名)
- ・ 平成 22 年 4 月 アグリビジネス推進部を設置。
- ・ 平成 22 年 7 月 アグリビジネス推進店 10 カ店を設置。
- ・ 平成 23 年 7 月 アグリビジネス推進店を新たに 1 カ店設置、計 11 カ店。  
(紫波支店、花巻支店、遠野支店、北上支店、水沢支店、江刺支店、久慈支店、二戸支店、沼宮内支店、鹿角支店、古川支店の各営業店)

《アグリビジネス支援のイメージ》



推進体制の整備として、専担部署であるアグリビジネス推進部を設置する一方、農業等が盛んな地域の営業店をアグリビジネス推進店に設定しており、アグリビジネスニュースによる行内周知や、業種毎の特性に関する勉強会を実施する等、本部と営業店の緊密な連携を図り全行一丸となって取組んでまいります。

### (アグリビジネスニュースの例)



### ＜融資統括部企業経営支援室＞

融資統括部企業経営支援室（以下：企業経営支援室）は平成 21 年 8 月に、融資統括部企業支援グループから室に昇格させております。

企業経営支援室は、「中小企業金融の円滑化」、「貸出資産の維持・健全化」を大きな柱として営業店支援に取り組んでおります。

「中小企業金融の円滑化」については、経営改善・事業再生支援先の経営者等との直接面談により、経営指導や経営改善計画の策定支援を行ってまいります。特に被災企業においては、企業経営支援室が「岩手県産業復興相談センター」の窓口となって早期復旧・復興支援を行ってまいります。

また、ABL については単なる資金供給のツールではなく、お客様の商流の把握につなげ、モニタリング強化等汎用的な利用を可能とすべく態勢構築を目指してまいります。「貸出資産の維持・健全化」については、営業店と不良債権先に対する取組方針協議を行い、資本性借入金の積極的活用や、債務者のモニタリングを通じて資産改善のサポートを行ってまいります。また、お客様の資産改善による債務者区分のランクアップの可能性等について営業店と検討・協議を重ね資産の維持・健全化に努めてまいります。

## 2. (2). ②中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

半年毎に開催する支店長会議において施策および各種計数の通知を行い、期中においては地域毎の

各営業店で構成するグループ会議（以下：グループ会議）を開催し（期中2回程度）進捗状況を確認しております。各営業店の取組結果においては営業業績評価を行い営業店・行員のモチベーション向上を図っております。また各種計数・施策の進捗状況については取締役会等で経営陣が監督し状況把握、改善に努めており、計画に乖離が生じた場合は改善策等の検討を行ない、以降の推進策等を整備してまいります。

## I 取締役会・常務会

中小事業者への信用供与を含む中期経営計画に基づく業務計画書については期中および期末において進捗状況を常務会に付議し、取締役会へ報告することで、進捗状況の確認並びに以後の改善策・推進策等をチェックする体制としております。取締役会では社外取締役、監査役の経営助言をもとにガバナンスの強化を図っております。

## II グループ会議

全営業店の支店長または渉外課長を対象として、施策及び各種計数等の進捗状況を確認することを目的に半期に2回程度、地域毎の各営業店で構成するグループ会議を開催しております。グループ会議には営業推進担当の取締役が出席し、進捗状況に対する監督を行っております。

## III 業績評価

地方公共団体向け貸出金および資金運用を目的とした市場性貸出金を除く貸出金を一般貸出金と定義し、中小企業・個人向け貸出金へのウエイトを置いた業績評価体系としております。

また、地域の信用拡大に向け、新規法人融資先の開拓についても重点的に評価を行う体系としております。さらに、「付加価値提供等の中小企業事業者へのリレーション状況」等各種中小事業者支援への取組に対しても評価を行っております。

具体的にはビジネスマッチング支援、ファクタリングの取扱い、M&A等の事業承継支援、国内クレジット制度（P43参照）の支援等のソリューション提供について評価を行い、地域密着型金融の意識向上に努めております。

### 2. (2). ③担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

担保又は保証に過度に依存しない融資の促進、および中小規模の事業者の需要に対応した信用供与につきましては、これまでも地域密着型金融を推進するなかで取組んでまいりましたが、今後においても、郷土の復興を地域のお客様と共に成し遂げるために、一段と取組を強化してまいります。

## I ABL（動産担保融資）

当行では、担保や保証に過度に依存しない融資手法として ABL に取り組んでおります。経営情報の共有による経営サポートを行い、企業のキャッシュフローの源泉を把握した適正な企業判断により安定資金、成長資金としてご提案しております。今後も、資金提供だけでなく、モニタリングを通してお客様の経営状況、問題点を把握し、共通の認識を持ったうえでの対話によりお客様との信頼関係を深めていく手段として、ABL に取り組んでまいります。

取組に際しては、ABL に対する理解を深める為に営業店向け研修会を開催してきたほか、取組事例について行内報により周知を図っております。また、対外的にもニュースリリースにより、資金調達の有効な手段として浸透するよう、取組事例の紹介を行っております。

こうした取組により、取扱い実績は、水産加工品や肉牛などを担保とし平成 18 年～平成 23 年度までの累計で 24 件/19 億円となっております。今後においても、地域のお客様のニーズに対応し、信頼関係を構築・深化するために取り組んでまいります。

## II シンジケートローン

当行では、お客様の資金調達ニーズの多様化に対応する為に、シンジケートローンに取り組んでおりこれまでに 7 件を組成いたしました。シンジケートローンは、主に大企業や優良企業等の大口の資金ニーズに対し、複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、同一の条件、契約書に基づき融資を行う手法です。

これまでに当行が主幹事の窓口となり、条件設定、交渉、契約書作成を行い、融資実行後は、事務代理人が契約条件の履行管理や元金受払事務および取引に係る事務管理、各参加銀行との調整をして取り組んでまいりました。また、申込期間中（コミットメント期間）であれば、借入限度額を上限として必要資金の融資を受けることが可能となる融資形態の、コミットメント期間付タームローンにも取り組んでまいりました。

## III ファクタリング

当行では、お客様の資金調達ニーズの多様化に対応する為に、ファクタリングシステムをこれまでに 5 先取扱いしております。従来企業間取引の決済では手形が広く用いられて来ましたが、経費削減や事務の合理化ニーズに合わせ手形削減を検討する企業が増えております。当行のファクタリングシステムは、コスト圧縮を図り導入費用を抑えることで、信用力の高い地域の中堅企業のお客様が導入し易いスキームとしております。導入企業のみならず、納入企業においても支払企業の高い信用力に基づいた所定の金利が適用されるため、納入企業の金利負担軽減にもつながり、地域のお客様に様々なメリットのあるサービスとなっております。

#### Ⅳ 銀行保証付私募債

当行では、お客様の資金調達ニーズの多様化に対応する為に、銀行保証付私募債について積極的に取り組んでおります。私募債の発行企業は、一定の要件を満たした優良企業に限定される為、企業の信用力向上やイメージアップにつながり、今後の事業発展が期待出来ます。当行としてもお客様の信用力向上に有効な支援方法と捉え積極的に推進しております。

#### Ⅴ 各種ビジネスローン

当行では、中小事業者のお客様に対する円滑な資金供給や環境保全への取組を金融面から積極的に支援していくために、利便性の高い各種融資商品を開発し、取り組んでおります。

##### 【主なビジネスローンの商品概要（平成24年3月末）】

商品名	概要等
ビジネスローン 1000	業歴2年以上で2期以上決算を実施している法人及び個人事業主のお客様を対象とした無担保・第三者保証人不要の商品です。
ご町内ローン 500	法人及び個人事業主のお客様のうち、小規模な事業者向けの商品です。
とうぎんエコローン	環境保全や温室効果ガス排出削減に積極的な事業者向けの商品です。
とうぎん農業ローン 「アグリビジョン」	農業法人及び農業を営む個人のお客様向けの商品で、運転資金・設備資金にご利用いただけます。※兼業農家の方は設備資金のみ。ご融資の際に、岩手県農業信用基金協会の保証が必要になります。

今後においても、多様化し変化するニーズに迅速かつ積極的に対応するために、既存の商品について、随時見直しを図り地域のお客様の利便性向上に努めるとともに、震災からの早期復興を果たすためにも新商品の開発を行い、地域のお客様に対する支援を強化し取り組んでまいります。

## 2. (3). 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

### 2. (3). ①被災者への信用供与の状況

#### I 当行取引先の被災状況

当行では、全店を対象に「事業性融資先」及び「住宅ローン利用先」についてお客様の現況調査を行いました。「事業性融資先」は平成23年9月、「住宅ローン利用先」については平成23年6月から7月にかけて調査を行い、「事業性融資先」については「直接被害」、「間接被害」の有無、「住宅ローン利用先」については「安否状況」並びに「建物の被害状況」について現状把握に努めてまいりました。

#### A 事業性融資先の被災状況

当行の事業性融資先の被災状況について、震災後の平成23年9月に調査を実施し、震災による直接・間接被害の有無、被害の程度、事業の現状、今後の見通し、経営者の現況等を確認しました。

「直接被害」とは、店舗や工場の損壊、商品在庫や原材料等が流失したこと等を指しております。

「直接被害」のうち、「重度の被害」とは、本社や生産設備等に被害を受け、事業継続または事業再開に大がかりな修繕や移転等が必要な先を指しております。「軽度の被害」とは、本社や生産設備等に被害を受けたものの比較的簡易な修繕等で事業が再開できる先、または事業継続に支障がない先を指しております。

「間接被害」とは、取引先（仕入先、販売先）等の被災に伴い仕入や販売に支障をきたし売上が減少したことや、風評被害等により売上が減少したこと等を指しております。

当行の事業性融資先で、「直接被害」を受けたお客様は、1,254先/662億08百万円となっております。「直接被害」のうち、「重度の被害」を受けたお客様は、371先/143億14百万円、「軽度の被害」を受けたお客様は、883先/518億94百万円となっております。

「間接被害」を受けたお客様は、1,496先/623億10百万円となっております。全店の事業性融資の取引先総数は、7,196先/2,932億78百万円であり、震災による直接・間接の被害を受けた取引先の全体取引先総数に対する割合は、先数で38.2%、貸出残高で43.8%に及びました。



【事業取引先の被災状況】

単位：先、百万円

被害の程度	先数	割合	貸出残高	割合
A. 直接被害	1,254	17.4%	66,208	22.6%
重度	371	5.2%	14,314	4.9%
法人	223	5.6%	12,202	5.2%
個人事業主	148	4.6%	2,112	3.5%
軽度	883	12.3%	51,894	17.7%
法人	627	15.7%	47,550	20.4%
個人事業主	256	8.0%	4,344	7.3%
B. 間接被害	1,496	20.8%	62,310	21.2%
法人	1,171	29.3%	57,856	24.8%
個人事業主	325	10.2%	4,454	7.5%
小計(A+B)	2,750	38.2%	128,518	43.8%
法人	2,021	50.5%	117,608	50.3%
個人事業主	729	22.8%	10,910	18.3%
C. 被害なし	4,446	61.8%	164,760	56.2%
法人	1,979	49.5%	116,043	49.7%
個人事業主	2,467	77.2%	48,717	81.7%
総計(A+B+C)	7,196	100.0%	293,278	100.0%
法人	4,000	100.0%	233,651	100.0%
個人事業主	3,196	100.0%	59,627	100.0%

被害の原因をみると「津波・地震被害」が1,254先/662億08百万円となっており、うち「地震被害のみ」が567先/444億68百万円となっております。

【被害原因の内訳】

単位：先、百万円

被害原因	先数	割合	貸出残高	割合
津波・地震被害	1,254	45.6%	66,208	51.5%
地震被害のみ	567	20.6%	44,468	34.6%
間接被害	1,496	54.4%	62,310	48.5%
合計	2,750	100.0%	128,518	100.0%

重度の被害を受けた 371 先のお客様について業種別にみると、先数では個人事業主が多数をしめるサービス業、沿岸部の主力業種である水産加工関連を含む製造業、続いて小売業、不動産業、建設業の割合が多くなっています。

**【重度の被害を受けたお客様の業種別内訳】**

単位：先、百万円

業種名	先数	割合	貸出残高	割合
1 サービス業	108	29.1%	3,389	23.7%
2 製造業	79	21.3%	3,921	27.4%
3 小売業	62	16.7%	2,136	14.9%
4 不動産業	40	10.8%	1,212	8.5%
5 建設業	33	8.9%	1,089	7.6%
6 卸売業	29	7.8%	1,865	13.0%
7 運輸業、郵便業	10	2.7%	130	0.9%
8 漁業	7	1.9%	345	2.4%
9 農業、林業	2	0.5%	14	0.1%
10 電気ガス水道	1	0.3%	213	1.5%
合計	371	100.0%	14,313	100.0%

重度の被害を受けたお客様のうち平成 23 年 9 月時点で 224 先が営業し、90 先が休業しておりました。

**【重度の被害を受けたお客様の事業の状況】**

単位：先、百万円

	H23/9時点の重度の被害を受けたお客様の状況(先数、貸出残高)							
	営業		休業		廃業		合計	
	先数	貸出残高	先数	貸出残高	先数	貸出残高	先数	貸出残高
重度の被害	224	11,580	90	2,049	57	684	371	14,313

平成 23 年 9 月時点で 90 先のお客様が休業しておりましたが、平成 24 年 7 月時点で 64 先のお客様が営業を再開しております。

**【休業先の再開状況（平成 24 年 7 月現在）】**

単位：先

	H24/7時点の再開状況			
	営業再開	休業	廃業	総計
H23/9で休業中だったお客様	64	8	18	90

## B 住宅ローン利用者の被災状況

当行は、平成23年6月から7月にかけて、平成23年3月末時点の住宅ローン利用のお客様を対象に安否状況の調査を実施しました。お客様の安否状況、住宅の被害状況等、お客様の現状を踏まえながら、丁寧に確認いたしました。

本調査にあたっては、行員による訪問や郵送等により、債務者の安否確認、被災状況等を確認しました。その結果、「自宅に被害を受けたが修繕可能な先」146先/1,631百万円、「自宅に大きな被害を受け修繕不可能な先」90先/737百万円となっております。

生活基盤の基本となる住宅の復旧の支援は、震災からの生活再建を支援する地域金融機関の使命であり、積極的に住宅ローン等の対応を行ってまいります。

### 【住宅ローン利用者の被災状況】

単位：先、百万円

	先数	割合	貸出残高	割合
住宅ローン利用者	8,283	100.0%	85,223	100.0%
うち自宅に被害を受けた利用者	236	2.8%	2,368	2.8%
うち自宅に被害を受けたが修繕可能	146	1.8%	1,631	1.9%
うち自宅に大きな被害を受け修繕不可	90	1.1%	737	0.9%

## II 返済に関する柔軟な対応

### A 被災者からの申出により約定弁済を一時停止した実績

震災発生以降、被災された事業者や個人のお客様から、既存融資の返済猶予の申出が相次ぎました。当行は、震災の甚大な被災状況を踏まえ、返済猶予の申出が「震災に伴う理由であること」かつ「約定弁済を停止（据え置き）することに妥当性があること」と判断した場合には、基本的に約定弁済の一時停止について迅速に対応いたしました。

お客様の約定弁済について平成24年6月末まで、569先/156億83百万円の一時停止を受付いたしました。これらの一時停止を応諾したお客様に対しては、個別の面談や事業再生計画の策定支援等を通してお客様の現状・実態を踏まえ、順次、正式な条件変更手続を進めております。

これまでに、完了した条件変更手続に加え、事業環境および生活環境の改善に伴う約定返済の再開、保険金等による繰り上げ返済等により、平成24年6月末現在で約定弁済の一時停止となっている先は30先/9億23百万円と震災直後のピークである平成23年4月末の499先/137億98百万円から大幅に減少しております。

**【約定弁済の一時停止実績】**

単位：先、百万円

	23年3月末		23年4月末		23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資	182	7,777	321	12,200	312	10,486
うち中小企業	179	6,981	317	11,326	307	9,417
住宅ローン	67	743	172	1,591	132	1,447
消費者ローン等	0	0	6	7	5	6
合計	249	8,520	499	13,798	449	11,940

	23年6月末		23年9月末		23年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資	245	7,838	109	3,442	58	2,061
うち中小企業	244	7,182	109	3,442	58	2,061
住宅ローン	92	1,043	32	351	19	229
消費者ローン等	2	1	0	0	0	0
合計	339	8,884	141	3,793	77	2,291

	24年3月末		24年6月末	
	先数	金額	先数	金額
事業融資	32	1,195	18	777
うち中小企業	32	1,195	18	777
住宅ローン	15	178	12	145
消費者ローン等	0	0	0	0
合計	47	1,373	30	923

**B 条件変更への柔軟な対応**

震災の影響を受け、返済計画の履行に支障をきたしている事業者や個人のお客様からのご相談については、震災直後から弾力的かつ迅速な対応に努めており、当行の事業性融資、住宅ローン利用のお客様について、平成24年6月末までの累計で854件/148億68百万円の条件変更を行いました。

被災されたお客様の生活・事業の再建、復興に向けた取組が地域金融機関の責務であり、今後も返済条件に関するご要望・ご相談に適切かつ十分に対応してまいります。

**【事業性融資のお客様】**

継続的な訪問面談や事業再生計画策定支援を通して、経営状況や計画の実現性等を的確に把握し、事業再生に向けて金融機関として適切なアドバイスを行っております。

また、中小企業者の利用が多い信用保証協会、他金融機関との連携を図りながら条件変更に関する支援を行っております。

**【住宅ローンのお客様】**

震災影響によるお客様の事情を踏まえ、将来にわたって無理のない返済ができるようお客

様と十分な話し合いを行い、適切な支援を行っております。

特に既存債務が残り新たな追加融資を希望されるお客様に対しては、二重ローンとなり大きな負担が生じることから、返済負担軽減として既存債務のおまとめや据え置きが可能な制度資金の提案等を行っております。また、担保条件、返済期間等の融資要件を緩和した弾力的な対応に努めております。

### 【融資条件変更実績】

単位：件、百万円

	震災後～23年6月迄 実績		23年7月～9月 迄実績		23年10月～12月迄 実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	273	5,530	252	4,168	125	1,942
住宅ローン	23	279	23	291	9	104
合計	296	5,809	275	4,459	134	2,046

	24年1月～3月 迄実績		24年4月～6月 迄実績		震災後～24年6月迄 累計実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	98	1,744	40	659	788	14,043
住宅ローン	8	100	3	50	66	825
合計	106	1,845	43	709	854	14,868

### Ⅲ 震災関連商品

当行では、震災直後から、被災者の復旧・復興に向けた支援を図る観点から、事業資金や住宅・アパート資金、生活再興資金等の震災関連商品を用意し、地域の皆様に対する信用供与を積極的に図っております。また被災者の負担軽減に繋がる公的融資制度の併用により、復旧・復興の段階やニーズに応じた資金を積極的に供給しております。当行では、今後もお客様のニーズにあった商品開発を行い復興支援に取り組んでまいります。

「被災者支援特別ローン」	平成 23 年 3 月 14 日 発売
震災直後の平成 23 年 3 月 14 日に本商品の取扱いを開始し、家屋・社屋損壊の被害に見舞われた個人・法人を対象に、罹災証明不要で 1 千万円まで特別金利にて対応しております。	
「とうぎん奥州市災害復旧資金」	平成 23 年 5 月 23 日 発売
震災に起因する災害により被害を受けられた奥州市内で事業を営む中小企業者向け融資商品として「奥州市中小企業災害利子補給制度」を利用することにより、1.0%の利子補給および基準より 0.2%引下げした特別金利にて被災者の復興を支援しております。	
「とうぎん復興支援ビジネスローン」	平成 24 年 5 月 29 日 発売
既発売の「とうぎんビジネスローン 1000」を改定し、震災の影響を受けた中小企業者（法人・個人事業主）に対し、復旧・復興の段階やニーズに応じ、低利で、担保や保証に依存しない新商品を発	

売しております。

「とうぎんマリンビジョン」

平成 24 年 6 月 20 日発売

岩手県漁業信用基金協会と提携し、国の漁業者等緊急保証対策事業枠を利用し、独自の金利設定にて、県内漁業者等への復興資金需要等に積極的に対応しております。

《主な震災関連の融資商品、県単制度融資、提携融資、保証制度等の一覧》

【事業資金】

平成 24 年 7 月末現在

		商品名
当行商品		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援特別ローン</li> <li>・とうぎん奥州市災害復旧資金</li> <li>・とうぎん復興支援ビジネスローン</li> <li>・とうぎんマリンビジョン</li> </ul>
県市制度融資	岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県中小企業災害復旧資金</li> <li>・岩手県中小企業東日本大震災復興資金</li> <li>・岩手県中小企業経営安定資金（災害対策枠）</li> </ul>
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金</li> <li>・みやぎ中小企業復興特別資金</li> <li>・仙台市中小企業育成資金（東日本大震災関連）</li> </ul>
	青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県経営安定化サポート資金（平成 23 年東北地方太平洋沖地震中小企業経営安定枠および災害対策枠）</li> </ul>
	秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県中小企業振興資金融資（中小企業災害復旧資金特別枠）</li> <li>・秋田県中小企業災害復旧資金</li> </ul>
提携商品	日本財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援資金</li> </ul>
保証制度等	全国石油協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害特別資金（特別保証枠）</li> <li>・災害対応型中核給油所等特別資金</li> </ul>

【住宅ローン・消費者ローン】

		商品名
震災後新規発売		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援特別ローン（個人）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援住宅ローン「未来飛行」</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援アパートローン「日あたり良好」</li> </ul>
既存商品対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカーローン（震災特別金利対応）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカーローンMAX（震災特別金利対応）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーローン「夢たまご」（震災特別金利対応）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーローン「夢たまごPLUS」（震災特別金利対応）</li> </ul>

## IV 融資実績

当行では、震災直後より直接・間接的な被害に伴う多様な資金ニーズに、スピーディー且つ積極的に対応しており、震災後から平成24年7月末までの復旧・復興支援の実行実績は累計で1,619件/368億13百万円となっております。

### A 事業性融資実行実績

当行では、震災直後の平成23年3月14日から当行独自の事業性融資制度である「被災者支援特別ローン」の取扱いを開始しました。更には信用保証協会保証付融資制度の取扱いや、平成24年3月12日からは当行独自商品の復興アパートローンの取扱いを開始し、被災者の負担軽減に繋がる商品を拡充し、復旧・復興の段階やニーズに応じた対応をしております。震災以降から平成24年7月末までの復旧・復興支援の事業性融資実行実績は累計で1,517件/359億88百万円となっております。

### B 住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績

当行では、震災直後の平成23年3月22日から個人被災者の生活再建を支援する為に、マイカーローン及びフリーローンについて特別金利による金利引き下げを実施しております。

また、当行独自の復興住宅ローンを平成24年3月12日より取扱い開始し、7月末で18件/4億40百万円の申込を受付致しました。震災後から平成24年7月末までの復旧・復興支援の住宅ローン及び消費者ローン等融資実行実績は累計で102件/8億25百万円となっております。

岩手県の家屋被害は約25,000棟弱となっており、各自治体における復興計画の進捗や、高台移転等により、今後も住宅取得等の動きが継続していくものと捉えております。なお住宅金融支援機構の災害復興住宅融資については、平成24年7月末までに受付受理実績51件/7億69百万円となっております。

### 【 復旧・復興資金の実行実績 】

(単位：件、百万円)

	震災以降 ～ 平成24年7月末	
	件数	金額
事業性（運転資金）	1,284	28,070
事業性（設備資金）	233	7,916
うち復興アパートローン	12	610
住宅ローン	33	631
うち復興住宅ローン	18	440
消費者ローン等	69	194
合計	1,619	36,813

※住宅金融支援機構の災害復興住宅融資 受付受理実績51件/7億69百万円

## 2. (3). ②被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

### I 当行の体制

#### A 店舗の復旧

震災により、当行の営業店舗も甚大な被害に見舞われました。津波による全壊及び浸水により一部の店舗は一時的に営業不能状態となりました。

当行では、津波被害が甚大であった地域を被災地域と捉え、岩手県宮古市以南～宮城県石巻市以北における当行の営業店（7ヵ店）を被災店と定義いたしました。（被災7ヵ店：宮古支店、宮町支店、釜石支店、大船渡支店、高田支店、南気仙沼支店、石巻支店）（以下：被災店）

被災店においては臨時出張所・相談窓口での営業を行うなど、早期の金融インフラの復旧に努めて参りました。なお被害が大きかった釜石支店、大船渡支店、高田支店においては、被災した旧所在地での営業再開が困難であったことから、臨時出張所・相談窓口での営業再開後、更に店舗の移転や移動店舗の導入により金融機能の復旧を図ってまいりました。今後は釜石支店、大船渡支店の新店舗建設による沿岸地域での完全復旧を目指してまいります。

#### 【津波被害が甚大であった地域における被災店（7ヵ店）の状況】

店舗名	被災状況	臨時出張所等（平成23年）	復旧状況（平成23年）
宮古支店	1階浸水	宮町支店で震災直後より業務を代替し営業。	5月23日、営業再開。
宮町支店	津波被害なし	-	3月14日より通常営業
釜石支店	店舗が甚大な被害	3月25日臨時相談窓口、同28日より臨時出張所設置。	5月25日、釜石市中妻町に移転。
大船渡支店	店舗が甚大な被害	3月29日臨時出張所設置。	4月28日、大船渡盛町に移転。
高田支店	津波により全壊	3月29日臨時出張所開設。 9月1日より移動店舗を開設。	陸前高田市竹駒町に新築移転。 (平成24年8月6日)
南気仙沼支店	1階浸水	3月29日より一部業務を制限し、営業再開。	5月23日、営業再開
石巻支店	1階浸水	3月22日より一部業務を制限し、営業再開。	4月6日、営業再開

#### 【移動店舗 とうぎんキキララ号について】

岩手県において市街地の壊滅的な破壊等被害が甚大であった陸前高田市では当行を含む全ての金融機関が被災し、震災直後からATM等の金融サービスの早期復旧の要望が多くなってまいりました。

陸前高田市では平地がほぼ浸水し店舗の復旧目途が立たなかったことから、当行では金融インフラ



の早期回復を果たすべく、移動店舗の導入について震災直後から検討を重ね、平成23年9月より「とうぎんキキララ号」を導入し、営業を開始いたしました。移動店舗は、東北地方初の導入であり、金融機能を早期復旧させたことで、陸前高田市の皆様の要望に応えることができました。

### 【とうぎんキキララ号の様子】



「とうぎんキキララ号」はトラック車両を改造し、窓口端末1台、ATM 端末1台を搭載しており平成23年9月1日～平成24年8月5日まで陸前高田市で稼働させました。窓口は預金の預入れ・引出し等の業務を行い、平日：午前10時から午後2時まで、ATMは平日：午前9時から午後7時、休日：午前9時から午後5時まで稼働させました。

なお、高田支店は平成24年8月6日、新築移転いたしました。新築移転場所は、周辺に商業施設等の設置が進められており、今後、陸前高田市の復興に向けた中心地となる地域です。高田支店の新築により「とうぎんキキララ号」は釜石市で10月以降の稼働を予定しております。

## B 震災復興推進本部

被災地域の現状把握及び復興需要への取組についても営業店舗の復旧と並行し取組んでまいりました。震災からの初動対応としての人命、財産の確保、及び被災店舗の暫定的な機能復旧については、「災害対策本部」の活動によりある程度の目処がついてきたことで、金融面から被災地域の復興に関与し、被災企業の集中的再生支援に機動的に取組むべく、平成23年5月2日本部各部の横断的な組織である「震災復興推進本部」を設置しております。震災復興推進本部は【復興支援】、【再生支援】の目的に沿って所管部が支援態勢を整備しており、【復興支援】は比較的早期に事業の再開が見込まれる企業の支援や被災地域の自治体の動向把握等、地域の復興に向けた支援を図ることを目的としております。【再生支援】は事業の再開に時間を要し、債権の買取等抜本的な事業再生策が求められる企業の支援を図ることを目的としております。

「震災復興推進本部」では、平成23年5月以降毎月1回の定例ミーティングを行い、平成23年度中は計11回のミーティングを開催しております。事務局である戦略統括部、関連部室（融資統括部、企業経営支援室、アグリビジネス推進部）に加え、被災店の支店長も参加しております。

ミーティングでは被災地域の預貸金状況、グループ補助金、各種利子補給制度、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手産業復興機構、私的整理ガイドライン等についてその対応状況や今後の取組方針について確認し、本部各部・営業店が被災地域の現状（営業店の状況を含む）、課題等について共通認識をもって取組む体制を構築してまいりました。また、被災店を中心とした営業店と、グループ会社を含めた本部各部室との連携強化を図り、スピード感ある意志決定を行い、必要な情報の収集と整

理を行い営業店への情報発信も行ってまいりました。

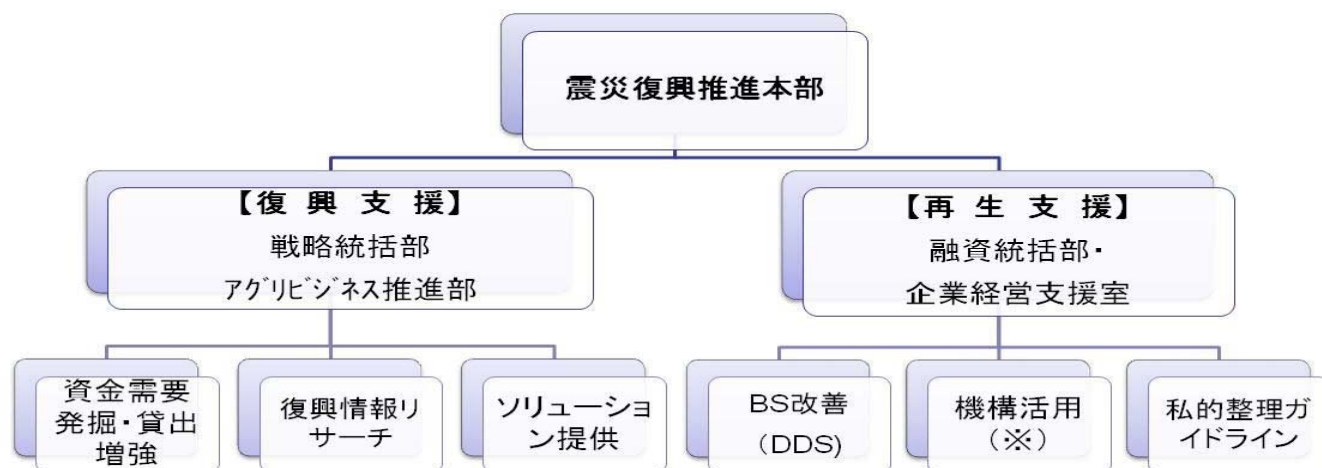
当行では支援体制の強化として被災店毎に担当者を配置し営業店と共にお客様の安否状況の確認面談を実施しました。お客様の直接的・間接的な被害状況を把握した上で、復旧に向けた資金供給やソリューションニーズにスピーディに対応してまいりました。また、お客様に対する弾力的な取扱いが必要と判断される場合は、貸出条件変更等の対応を速やかに実施し、事業の再生に向け、金融円滑化も推進してまいりました。

今後は、平成25年3月まで1年間延長した中期経営計画において《復興支援》を中心に掲げ、地域への積極的な資金供給により貸出金増強を図り地域の復興を支援してまいります。また復興関連誘致企業へのアプローチ、公共インフラ整備への協調、再生可能エネルギー設備支援、新規法人融資先の推進、PFI等支援に向けた各種取組を充実させてまいります。「震災復興推進本部」においては引き続き、復興支援に関する預貸金計数、支援実績等の動向把握を行い、営業店と連携を図りながら貸出金増強を図るため、本部渉外を含め、機動性を重視した体制構築を目指してまいります。

### 【震災復興推進本部の体制】

震災復興推進本部		
本部長 頭取	事務局	関連部室
	戦略統括部	アグリビジネス推進部、融資統括部、融資統括部企業経営支援室

### 【復興支援・再生支援体制図】



※機構活用【東日本大震災事業者再生支援機構、岩手産業復興機構】

## C 人員配置

震災発生直後に被災地の復興支援に尽力したいという熱意のある人材を公募し、希望者について被災店へ12名、本部へ3名の合計15名を配置しました。被災直後、過酷な労働環境にあった被災店に

ついでに内陸店の人員との配置転換を行い、被災店のモチベーション向上を図りました。また、戦略統括部及び企業経営支援室についてそれぞれ復興担当及び再生担当を任命し被災店のサポート体制を整備した他、被災店の支店長を融資統括部長に登用する等被災地域の復興に向けた支援体制の強化に取り組んでまいりました。

被災店の人員について、高田支店については店舗が全壊し、仮店舗での臨時出張所として営業したため一時的に減員しましたが、移動店舗の導入及び地域の復旧が進んできたことから、平成24年4月に2名増員しております。南気仙沼支店については地域の復旧が進み、お客さまへの支援を強化するため、平成24年4月に震災直後より3名増員しております。

今後、地域の復興状況に合わせ適材・適所の人員配置を行ってまいります。

## II 復興支援【復興支援策】

### ～郷土の復興を地域のお客様と共に成し遂げる～

当行は、「創業の精神に立ち返り、地域に根ざした積極的復興支援を行い、地域と共に前進する。」ことを使命とし、取り組むべき課題である「**地域の再建**」・「**企業の再建**」・「**住民(生活)の再建**」の3つの再建に向けた復興支援策を実行しております。

今後についても、平成24年度を「復興元年」とし、郷土の復興を地域のお客様と共に成し遂げるべく、被災者とのリレーションを重視し、復興フェーズやニーズにマッチした復旧から復興に向けた支援の取組みを、営業店・本部が一丸となり一層強化してまいります。

#### A 地域の再建

##### a 各種支援制度の活用

当行では、行政等が実施する地域の再建に向けた各種支援制度について本部が中心となり情報収集・整理しております。また、行政等が実施している経済調査や、各自治体が策定している復興計画等の情報を収集し、地域の再建・復興の支援に活用しております。今後は、復興にかかる補助金や制度融資、各自治体の都市計画の状況や再生エネルギーへの取組等、お客様のニーズに応じてスピーディに情報提供してまいります。

##### b 復興支援にかかるセミナーの開催

当行では、地域復興支援の一環として税理士法人山田&パートナーズ・みずほ証券・監査法人トーマツと連携し、被災地において震災特例法等の復興支援税制セミナーを開催しております。

開催日	会場	セミナー参加人数	税制等個別相談人数
平成23年8月4日	宮古会場	28名	3名
平成23年9月15日	気仙沼会場	22名	5名
平成23年12月6日	釜石会場	18名	5名
平成23年12月7日	大船渡会場	9名	4名

お客様のニーズやフェーズに対応したセミナー等を開催し、今後も地域の再建・復興に向けて取り組んでまいります。

【復興支援税制セミナーの様子】



【税制等個別相談会の様子】



### c アグリビジネス支援

農林水産業、特に畜産業においては、震災以降飼料の確保が困難だったり、放射能汚染問題から出荷停止措置がとられる等状況が目まぐるしく変遷しました。当行では岩手県担当課や関係各所、取引先からのヒアリングを緊密に行って事態の把握に努めてまいりました。

また、お客様の被災等による代替仕入先の確保あるいは新たな販路の開拓等、ニーズの高まりを受けて積極的にビジネスマッチングを行った他、ビジネスマッチングのイベントの企画にお客様をご案内し、ビジネスマッチングの機会を提供してまいりました。

今後は、水産加工業者の復興に向け加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現する体制の構築を支援してまいります。その際に安定的な販路の確保が課題であると捉えております。そのため、当行の取引先である卸売業者や小売業者とのマッチングを行い、併せて大消費地である首都圏のバイヤーとのパイプを構築してマッチングの可能性を模索してまいります。

一方で、沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な温度差が少ない気象特性を生かした、ガラス温室やビニルハウス等施設園芸の有効性を検証するため、行政や関係機関、民間の商社やプラントメーカー等から情報収集を行い、企業誘致による被災地の雇用を創出する農業のあり方を検討してまいります。

#### 【主なビジネスマッチングのイベントの事例について】

◆大手食品株式会社との商談会（H23. 5. 18～20） 当行お客様 22 社参加


食品卸業の大手食品会社との商談会を企画し、個社別に商談していただくとともに、商品のブラッシュアップに向けたアドバイスを行っていただきました。

◆にっぽんうまいもの市（H23. 8. 16～18） 当行お客様 27 社参加

東京・秋葉原において、被災地の復興支援をテーマとした物産展「にっぽんうまいもの市」を企画し、生産者・食品メーカー等に出席していただきました。なお、物産展全体の売上の一部を被災地への義援金としております。



◆読売テレビ物産展「んめえモン祭り」（H23. 8. 20～21） 当行お客様 4 社参加

<p>日本テレビ系列「24時間テレビ～愛は地球を救う～」において、読売テレビが被災地企業を招待した物産展を企画し、当行では岩手県内の出展者を募集し、生産者・食品メーカーに参加していただきました。</p>	
<p>◆FIT ネット商談会 (H23. 11. 9)</p>	
<p>北國銀行、福井銀行、富山第一銀行が共同開催する商談会に「東北応援コーナー」を設置し、県内他行と共同で、岩手県 商工観光労働部や岩手大学等に出展ブースを提供しました。</p>	
<p>◆コラボさいたま 2011 (H23. 11. 11～13) 当行お客様参加 3 社</p>	
<p>さいたま商工見本市「コラボさいたま 2011」において、被災地の復興支援として「東北応援コーナー」が設けられました。当行では岩手県の出展者を募集し、生産者・食品メーカーに参加していただきました。</p>	
<p>◆ビジネス・エンカレッジ・フェア 2011 (H23. 12. 13～14)</p>	
<p>池田泉州銀行が主催する産学官ビジネスマッチングフェア「ビジネス・エンカレッジ・フェア 2011」に、被災県を対象とした東北出展ブースが設けられ、当行は他行と協力して岩手県商工観光労働部や岩手大学等に出展していただきました。</p>	
<p>◆大丸フードマーケット「岩手うまいもの市」(H24. 5. 2～8) 当行お客様参加 4 社</p>	
<p>さいたま市の大丸フードマーケット浦和パルク店と物産展「岩手うまいもの市」を企画し、生産者や食品メーカーが出展いたしました。また、本件は今後も定期的な開催を目指しております。</p>	

### 【主なビジネスマッチングの事例について】

<p>◆放射能汚染の影響による産地変更の事例</p>
<p>製菓業のお客様は、地元産の小豆にこだわり、農家と契約栽培を進めておりましたが、放射能汚染が問題になったことを受け、影響がない産地からの仕入れを確保したいとの相談がありました。これを受け当行では幅広く小豆を集めている商店を紹介し、取引成立となりました。</p>
<p>◆商品梱包材の仕入支援事例</p>
<p>梅干し生産のお客様は、百貨店向け商品を木箱に入れておりましたが、従来取引していた製材所が震災関連需要で繁忙となり対応できなくなったため、他の業者の紹介依頼がありました。これを受け当行では製材業者を紹介し、取引成立となりました。</p>
<p>◆復興企業の販路開拓支援事例</p>
<p>水産加工業のお客様は、従来ホテル・旅館への仕出しを行っていましたが、震災を受け、様々な販売チャネルを確保すべく小売商品を開発したことで販路開拓の支援依頼がありました。また同様に、他の水産加工業者のお客様も新商品開発を行い、販路開拓の支援依頼がありました。当行は両社へ小売業者を紹介しております。</p>

#### d 「とうぎんアグリビジネスクラブ」の立ち上げ

当行では平成 24 年 5 月に農林水産業事業者や食品関連事業者 32 社からなる「とうぎんアグリビジネスクラブ」(以下:クラブ)を立ち上げ、販路支援を強力に進めていく体制を整えております。クラ

ブは地域の意欲ある生産者や食品メーカー等から構成されるお客様の組織となっており、商品開発や販路開拓に向け互いに高め合いながらブランドの創造を目指すものです。当行は事務局として、これまで培ってきたノウハウを基に情報の提供や更なるネットワークの構築を図ってまいります。今後は会員の販路先、商品の規格、強み等のヒアリングを行うとともに、バイヤーの開拓を行い、情報を整理してアウトプットしていくこととしております。また販売戦略や販促手法についてブラッシュアップする機会を提供していくこととしております。さらにお客様の横のつながりの強化を目指しており、会員全員で情報をやりとりすることで、新たな企画やマッチングが生まれることも企図しております。当行では震災からの復興並びに地域経済活性化に向けクラブの拡がりを図ってまいります。

### 【会員の業種】

農畜産物	11社	米、雑穀、野菜各種、きのこ、牛肉など
水産物	15社	いか、さんま、鮭などの鮮魚及び業務用加工品など
加工食品	6社	菓子、カップ麺、漬物など

### 【会員の所在地】

岩手県 19社、宮城県 12社、秋田県 1社

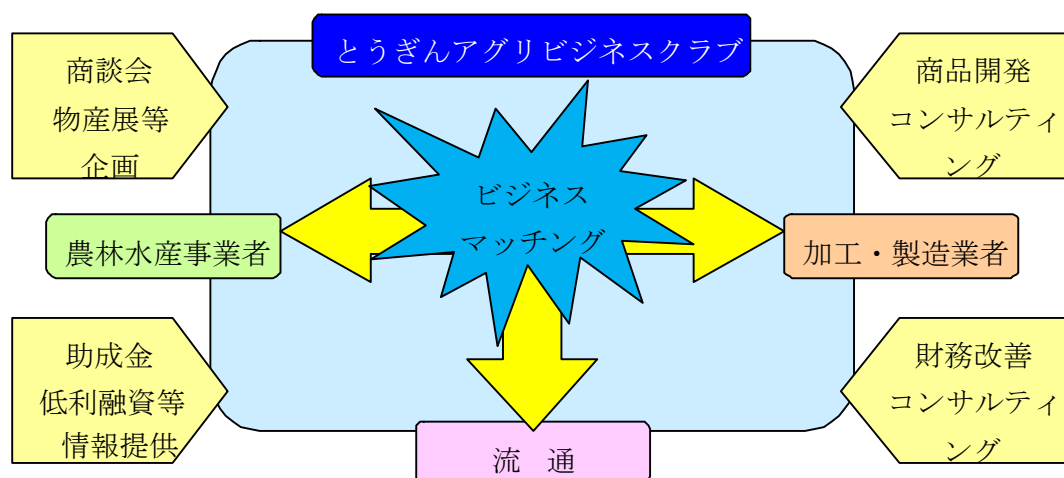
### 【クラブの活動内容】

1. 商品開発支援
  - ・会員同士の原料仕入や生産委託等の連携を図る。
  - ・要望に応じて、食品流通に精通したコンサルタントを紹介。
2. 販路開拓支援
  - ・会員の「売りたい」、「買いたい」ニーズを見える化し、共有。
  - ・クラブとして会員のニーズに適した商談会・物産展の企画を立案。
3. その他情報提供
  - ・農商工連携や六次産業化などの各種助成制度の活用。
  - ・着地型観光ビジネスとのリンケージ。
  - ・財務コンサルタントなど、各会員のニーズに合わせた専門家を橋渡し。

### 【とうぎんアグリビジネスクラブ設立総会の様子】



【とうぎんアグリビジネスクラブ全体像】



### e 環境配慮型社会への対応

地域の復興計画に盛り込まれている環境配慮型社会の形成を見据え、再生可能エネルギーや省エネルギー等に配慮した計画に、従来から当行が取組んでいる「環境ビジネス」の一環として、積極的且つ継続的に支援してまいります。

### f 外部専門家・コンサルタントとの連携

当行では、復興支援の強化策として外部専門家・コンサルタントと提携し、震災を契機とした事業承継や相続相談等の専門性が高いソリューションニーズに対応しております。

今後、地域再建・復興の進捗状況においては、お客様毎にニーズが異なり、取引先の確保、事業承継、税務等について、ソリューションの高度化が予想されることから、専門的分野に関しては、外部専門家・コンサルタントとの連携を更に強化してまいります。

特に事業承継に関する支援ニーズは、経営者の高齢化により今後も増加するものと考えております。当行では事業承継支援を通して、中小事業者の存続、雇用の確保を図り地域経済の復興・安定に寄与するため、より積極的に支援活動を展開してまいります。また後継者不在等によるM&Aのニーズに対しても、地域外での豊富な情報とM&A完了に至るまでのアドバイスをM&A支援会社と連携しおこなってまいります。

#### ◆震災によるM&Aの事例

当行では、震災で代表者がお亡くなりになった企業に対して、M&Aの専門会社の紹介を行い事業譲渡の支援を行いました。相続人は事業経験がなく、第三者への譲渡を希望し、当行への支援依頼となったものです。事業譲渡により、譲受企業にとっては、他業態への進出が可能となりました。相続人にとっては円滑な相続手続きが可能となり、地域にとっては雇用の維持、地域産業の存続が図られ復興の支援につながりました。

## g 復興プロジェクトへの参画

当行では、岩手県の金融関係機関が官民一体となって、オール岩手として被災地域における事業再開や住宅の再建等に向け、金融面における具体的な取組みを展開する「復興元年！いわて金融応援キャンペーン」に参画しました。キャンペーンでは「被災地等県産品の販売促進支援」や「復興元年！いわて金融応援セミナー」等の取組みを実施いたしました。今後も各自治体や団体が行う復興プロジェクトへ積極的に参加してまいります。

## h 地域復興（地域貢献）に向けた取組み

当行では、金融支援の他に、地域復興に向け様々な活動に取組み、地域貢献を実践してまいります。

### 【主な地域復興（地域貢献）に向けた取組み事例について】

#### ◆カレンダーの製作

当行では、㈱ジェーシービー本社及びグループ会社の㈱東北ジェーシービーカードと共同で、沿岸被災地域でのカレンダーが不足しているとの声に対して、お客様がご自由にお持ち帰りいただけるよう、平成23年4月～平成24年3月までの「とうぎんキキララカレンダー」を新たに製作し、全店に備え置きました。



#### ◆地域イベントへの参画

当行では、平成23年8月2日に盛岡市並びに盛岡商工会議所が主催している「盛岡さんさ踊り」に、当行とキャラクター使用の提携をしている㈱サンリオから、「キキララ」の愛称で親しまれる「Little TwinStars（リトルツインスターズ）」と参加しました。

#### 【盛岡さんさ踊りの様子】



また、平成23年8月3日には、当行大船渡支店が入居している南三陸ショッピングセンター・サンリア内で、被災地域の子供達を対象に「キキララ」記念撮影会・握手会を実施致しました。平成23年8月4日には、盛岡商工会議所が陸前高田市から「盛岡さんさ踊り」にご招待した90名の方に対して、商工会議所と連携し、当行本店営業部で「キキララ」との記念撮影会及び記念品の贈呈を行いました。

#### ◆震災復興チャリティ「とうぎんお笑い寄席」の開催

当行では、平成23年11月2日に「とうぎんお笑い寄席」を開催し、入場料の一部を義援金として寄附した他、チャリティ募金箱を設置し、出演者並びに来場者様に募金を呼びかけました。

また被災地域の釜石・大船渡市から90名のお客様を招待し、寄席を楽しんでいただきました。





## B 企業の再建

### a 本部支援の強化

当行では、震災後の初期段階においては銀行店舗が被災したため預金の払戻等、金融機能の復旧を優先したことから、被災店の渉外活動は縮小しておりましたが、震災復興推進本部の各担当部において被災店に代わり本部渉外活動を実施し、被災地の企業支援を積極的に行ってまいりました。当初被災地域では宿泊施設等も無く、連日本部から往復しておりましたが、徐々に宿泊施設が確保されたことから、被災地域に常駐し集中的に企業訪問を行いました。早期対応が必要な復旧需要に対しては営業店に代わり、本部担当部において融資の起案を行いスピーディーな資金供給を実施してまいりました。今後も被災店と本部が連携し、企業の再建に向け取組んでまいります。

#### 【主な本部支援事例について】

<b>◆水産加工業者への創業支援事例</b>
<p>震災により地域の水産加工業が壊滅的な被害をうけた中、水産加工会社の創業を支援しました。代表者は、地域の水産加工会社に勤務しておりましたが、地域復興の為に一念発起し、同社を創業いたしました。創業にあたり当行では企業経営支援室と営業店が連携し、新規事業開始のための低金利制度融資や補助金の活用、事業計画等あらゆる面でのサポートを行ってまいりました。最終的に、工場新設資金として1億50百万円を支援いたしました。</p> <p>同社は地域から約20人程度を正規雇用し、雇用創出は地域貢献にも資することから将来的に40人程度まで雇用する予定となっております。</p>
<b>◆がれき撤去の建設業者への支援事例</b>
<p>震災直後の緊急対応フェーズにおいては、インフラの復旧が最優先とされ、被災地域の建設業協会等が中心となり、不明者の搜索及び公道のがれき撤去を迅速に行い、支援車両等の早期受入に対応致しておりました。建設業者は震災直後の混乱状態で、公道管理者との工事契約書等も無く、経費等の立替金が発生し、資金繰りがタイトとなっております。本部としては被災店と共に、被災地の建設業協会等へのヒアリングを行ったうえで、方針を迅速に決定し、建設業協会の支部長建設業者を通じて地域建設業へ16億31百万円の工事代金つなぎ資金を対応致しました。</p>
<b>◆地域ガス事業者への支援事例</b>
<p>釜石市では全域をカバーしている都市ガス（LPガス含）インフラ産業業者が、津波被害で壊滅的な状況となりました。</p> <p>ガス業者は、震災直後から公共的な使命から簡易ガス設備の設置や生産・供給設備復旧を開始しました。当行はインフラの復旧整備が最優先課題と認識し、本部が中心となり被災店と共にインフラ補助金情報の提供等を行ってまいりました。最終的に、ガス業者へ設備投資資金及び補助金のつなぎ資金10億50百万円を対応し復旧支援いたしました。</p>

## **b 信用保証協会並びに他金融機関との連携による支援**

当行では、震災後から平成 24 年 7 月末までの、復旧・復興支援融資実行が累計で 368 億 13 百万円の実績となり、その内約 56%は信用保証協会との連携による貸出となっております。この大部分が、公的融資制度・公的支援制度の取り扱いとなっており、低利の資金となっております。また、日本政策金融公庫との協調融資や代理貸付に取組み、企業のニーズに沿った再建を支援しております。

今後も、信用保証協会及び他金融機関との連携により、企業の再建・復興に向けた資金ニーズに積極的に対応してまいります。

## **c 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用の支援**

当行では、国と岩手・宮城・青森各県が支援する、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」（以下：補助事業）を随時お客様にご案内してまいりました。また、水産庁の水産共同利用施設復旧支援事業等も活用し、復旧・復興支援してまいりました。併せて、事業決定者への補助金が交付されるまでのつなぎ資金、並びに自己負担相当分の資金について積極的に対応してまいりました。今後も情報を収集しながらお客様の復興に資するため、引き続き補助事業の活用を支援してまいります。

### **【主な中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用による事例について】**

#### **◆水産加工業者への活用事例**

当行被災店では水産加工業者の取引が多く、津波により工場等が被災しました。当行では震災直後から継続訪問し、経営者の復興意欲と各社独自の高い技術力等があることを踏まえて、補助事業を活用した支援を提案してまいりました。具体的には、30 社以上の水産加工業者に対して、補助事業の申請段階から事業計画等の策定やヒアリングを行い、事業決定者への補助金が交付されるまでのつなぎ資金、並びに自己負担相当分について積極的に対応してまいりました。

(つなぎ資金実績 23 件、24 億円 平成 24 年 3 月現在)

## **d 海外ビジネス関連の支援**

当行では、お客様の復興に向けた海外への販路拡大等、海外ビジネスへのニーズに対応すべく支援を行ってまいります。平成 24 年 4 月に「海外進出支援に関する業務提携」を三井住友海上火災保険株式会社と締結しております。これにより海外における各種情報の提供、海外ビジネスに関するセミナー等の共同企画・開催、海外進出企業へのリスクマネジメント支援等の海外進出支援メニューを活用した海外ビジネスサポート業務を支援してまいります。また、お客様が海外進出にあたり保険を活用したリスクマネジメントを検討する際には、保険代理店紹介等の支援をしてまいります。

## C 住民（生活）の再建

### a 復興支援融資商品の取扱い

当行では、震災直後の平成23年3月22日から個人被災者の生活再建を支援する為に、マイカーローン及びフリーローンについて特別金利（低金利）で対応しております。また、被災者の負担軽減に繋がる商品として、当行独自の復興住宅ローン「未来飛行」を平成24年3月12日より取扱い開始しております。本商品は被災した住宅における既存借入金の借換としても利用でき、通常の住宅ローンより金利の優遇や保証料を不要とするなど被災者を支援するため、利用しやすい商品内容としております。

併せて、岩手県並びに宮城県の被災者に対しては、住宅再建利子補助事業が整備されており、住宅再建時の借入利息が負担軽減となることから、復旧・復興の一助となるようお客様に、支援制度をご案内しております。

さらに平成24年3月12日からは当行独自商品の復興アパートローン「日あたり良好」を取扱い開始しており、被災地で不足している賃貸住宅着工を促進しインフラ整備の支援に努めております。

当行では今後も、被災者の負担軽減に繋がる商品を拡充し、復旧・復興の段階やニーズを踏まえながら、商品内容の充実に努めてまいります。



### b 被災地域における年金相談会の実施

当行では、社会保険労務士の資格を持つ2名の行員が、従来から全店で実施している年金相談会を、被災地域の復旧店舗においても継続実施しております。特に、遺族年金や失業保険の申請手続き等の相談が多く、今後もニーズに対応すべく継続実施してまいります。

### Ⅲ 再生支援【再生支援策】

当行ではお客様の状況を把握するため、震災直後の平成23年4月に特別チームを組成し、現状把握のため集中的に作業を行いました。

また調査の対象を「被災店で与信残高が30百万円以上」とし、対象先326先について被災の状況や資産の状況について経営者にヒアリングを実施しながら状況把握に努めました。

この調査に基づき、アドバイザー契約を締結したあおぞら銀行（その他の外部機関との連携に記載）とともにお客様の支援の方向性を検討し、支援施策を立案いたしました。

当行では立案した支援施策をもとに、お客様と復興・再生に向けた協議を重ね、再建に向けた支援を継続しております。

なお、支援対象の中でも、震災により資本が大きく毀損し、あるいは過大な債務を負い、破綻懸念先以下にランクダウンしたお客様72先については「震災復興の再生支援先」と位置づけて集中的に取り組む、再生に向けた支援を継続しております。

当行では以下に記載のファンドや私的整理ガイドライン等を含めた債権放棄等の金融支援策も活用し、お客様の事業再生を支援してまいります。

#### A 東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構の活用について

東日本大震災事業者再生支援機構は、東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者で、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として設立された機構です。東日本大震災事業者再生支援機構は平成24年3月に立ち上がっており、当行では8月末時点で11先のお客様について、東日本大震災事業者再生支援機構活用の協議を進めております。今後、本格的な活用が進むものと想定しており、積極的に取り組んでまいります。

岩手産業復興機構は平成23年11月に、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、岩手県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により設立された、二重債務問題を解決するための債権買取機構です。

平成24年6末日時点における岩手産業復興機構への相談案件数は296件です。そのうち、各種制度説明等により窓口相談が終了した先が164先、債権買取決定した先が12先となっています。

当行のお客様については、8月末時点で債権買取決定先が7先となっています。なお、債権買取が決定した7先のうち、当行がメインである5先については、設備復旧や運転資金として新規融資を実行し事業再開に向け積極的に支援いたしました。

当行ではコンサルティング機能を一層発揮し、お客様の課題解決に向けた事業計画策定の支援を行うとともに、第三者的な視点を有する岩手県産業復興相談センターと連携し、積極的に東日本大震災事業者再生支援機構及び各県産業復興機構を活用し、二重債務問題の解決によるお客様の財務改善、事業復興に向けた支援を継続してまいります。

**【岩手産業復興機構の相談対応状況 平成 24 年 6 月末日時点】**

	全体総数
相談案件数	296
債権買取決定	12
長期返済猶予	20
新規融資	13
債権買取等支援に向けた検討・作業中	33
窓口相談継続中	54
各種制度説明等で終了	164

※出所 岩手県産業復興相談センター

当行で債権買取が決定した 7 先（8 月末日時点）のお客様については、被災前から負っていた債務を機構に買取していただいたことにより、事業再開に向けた取組が可能となりました。

**【岩手産業復興機構の買取が決定した主な事例について】**

◆飲食業のお客様
お客様は津波により店舗が全壊し、長期休業を余儀なくされました。当行ではお客様と事業再開に向けた協議を進め、仮設店舗の出店資金について支援いたしました。お客様は平成 23 年 12 月より、地域の仮設商店街で仮設店舗にて営業を再開しております。
◆飲食業のお客様
お客様は津波により店舗が全壊し、長期休業を余儀なくされました。当行ではお客様と事業再開に向けた協議を進め、新規出店資金を支援することといたしました。お客様は平成 24 年内のリニューアルオープンに向け、現在店舗建設中です。
◆和菓子業のお客様
お客様は津波により店舗および工場が全壊し、長期休業を余儀なくされました。お客様は近隣に建設予定の仮設店舗に出店することを足掛かりとして、本格的な事業の再開を計画しております。
◆水産加工業のお客様
お客様は沿岸南部地域で 30 年の業歴があり、約 100 名の従業員を擁する、地域の中でも大規模な水産加工会社です。津波により、本社、工場、機械等の大部分が被災し、甚大な被害を受けましたが、平成 23 年 7 月より操業および従業員の雇用を再開する等、他社に先駆けた事業の復旧を行い、同地域の雇用創出にも貢献しております。現在は工場の復旧も進んでおり、震災前の 8 割程度の雇用を確保しております。当行では、メイン取引行として当初から計画策定サポートや早期の運転資金対応等を行ってまいりました。お客様は債権買取により財務内容の改善が図られ、今後の本格的な復興に向けた取り組みが可能となりました。
◆食料品卸売（鮮魚）業のお客様
お客様は沿岸南部地域で業歴 20 年を超える鮮魚卸売業者です。震災により本社事務所、工場、機械

等が被災し甚大な被害を受けました。当行ではメイン取引行として支援を行ってまいりましたが、お客様が被災前から負っていた債務を機構に買取していただくことにより今後の本格的な復興に向けた取り組みが可能となりました。

当行の債権買取先のみならず、他行債権について岩手産業復興機構が買取を実施した先についても、事業再開に向けた資金供給支援を積極的に実施いたしました。

### 【他行債権買取後新規融資を実施した事例について】

#### ◆食料品製造（水産食料品製造）業のお客様

お客様は操業開始から50年を超える社歴を有しており、当地でも有数の水産食料品製造業者です。本社、工場、機械等の大部分が被災したものの平成23年8月から操業を再開し、震災前の7割程度の雇用を確保しており、当地の雇用創出に貢献しております。当行では、早期に運転資金を対応し、同社の復興に向け支援いたしました。

また、当行では宮城県沿岸部の気仙沼市、石巻市を営業基盤としており、宮城産業復興機構についても積極的な活用による支援を行いました。

### 【宮城産業復興機構の買取が決定した事例について】

#### ◆水産加工業のお客様

お客様は、宮城県沿岸北部の水産加工会社で、工場や倉庫など全て流失し、従業員も全員解雇せざるを得ない状況となりました。当行では、工場移転先の土地を紹介するとともに土地購入資金を融資するなど、メイン行として復興の支援をしてまいりましたが、被災前から負っていた債務の負担が重く、宮城産業復興機構を活用することといたしました。お客様は債権買取により財務内容の改善が図られ、今後の本格的な復興に向けた取り組みが可能となりました。

## B 外部機関との連携について

当行では、震災後平成23年6月までに専門的知見を有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築いたしました。具体的には、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスとそれぞれ復興支援に向けた連携・協力に関する締結を行いました。


震災から1年半以上経過した現在でも、本格的に営業再開していないお客様や、復旧はしたものの従前の売上高まで回復が見込めないお客様も多く、事業再生の難易度は高くなってきており、外部機関と連携し再生計画策定等、復興に向けた支援を行ってまいります。

また再生計画を実現していくためには、資金供給による支援に止まらず、ビジネスマッチング等による売上回復又は拡大につながる支援が求められており、外部機関を有効に活用しお客様の売上拡大に向けた支援を行ってまいります。

## 【連携・協力機関】

◆株式会社あおぞら銀行（大手銀行）
地域再建・復興に向けた融資業務にかかる総合的な助言、新しいファイナンスや担保評価等の提案等を受けるため「アドバイザリー契約」を締結いたしました。
◆有限責任監査法人トーマツ（大手監査法人）
被災地企業等の具体的な復旧・復興に関する協議を行うため「復旧・復興支援に向けた連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。
◆株式会社エスネットワークス（コンサルティング会社）
被災地企業等の具体的な復旧・復興に関する協議を行うため「東日本大震災復興支援協力に関する覚書」を締結いたしました。

## 【外部機関と連携したビジネスマッチングの事例について】

◆首都圏と被災地のマッチング支援
当行では監査法人トーマツと共同で平成 23 年 11 月 26～27 日に、首都圏の大学教員・学生及び民間企業者と、被災地の企業をマッチングし、参加者から復興支援に資する事業アイデアの提言を目的とした、事業アイデア提言ツアーを開催致しました。ツアーには 15 人が参加し、水産加工会社と菓子製造会社を訪問し復興に向けたディスカッションを行いました。成果として、平成 24 年 2 月に同ツアー参加者のグラフィックデザイナー（東京都在住）が水産加工会社へコーポレートロゴをデザインし贈呈しました。水産加工会社では事業復興に弾みをつけるため同社商品の包装や看板・広告等にロゴを活用しております。
【コーポレートロゴ贈呈の様子】


## C 個人版私的整理ガイドラインの活用について

平成 24 年 7 月末現在における債務整理開始の申出が 7 件。また、ガイドライン活用を前提とした事前相談は 9 件となっております。

当行では、運用マニュアルを策定し態勢を整備するとともに金融庁作成のポスター、パンフレット及びガイドライン委員会岩手支部からの依頼による個別相談会のパンフレットを被災店に掲示する等、PRに努めております。また、支店窓口等に相談や照会があった場合、速やかにガイドライン運営委員会を紹介する等積極的な活用を図っております。

さらに、全店に対し、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、お客様の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧める旨の指示をしております。

被災店では、今後、仮設住宅からの退去や家賃等の負担増が出てくることから既に条件変更等を実施したお客様に対しても、状況に応じてガイドライン利用を促す等二重債務解決に向けた対応を実施してまいります。また、本部による被災店を中心とした支店訪問により、二重債務解決に向け

た進捗状況の確認や助言等を行ってまいります。

当行では今後も二重債務問題解決に向けて積極的に個人版私的整理ガイドラインを活用してまいります。

#### D 資本性借入金（DDS）の活用

平成23年11月に示された資本性借入金の活用の明確化に伴い、自己査定基準書や償却引当基準書の改定、資本性借入金（DDS）の運用マニュアルの新設を進めており、今後本格的な運用を開始する予定です。お客様にとっては、債務の劣後化によりある程度長期の返済期限が定められるため、安定的な資金の確保により、事業再生が容易となります。そして、経営改善がなされることにより、信用リスクの減少が認められ、よりよい条件で融資を受けることが可能となる等、再建可能性が高まる手法であることから、当行としても積極的に活用を図ってまいります。

#### IV 被災者支援窓口

当行では、震災発生直後から、家屋・社屋の損壊等の直接被害を受けた個人、法人のお客様に対して、被災者支援、また、受注先、仕入先等の被災による間接被害を受けた中小企業に対しての資金繰り支援のために各種窓口を設置しました。震災により被災されたお客様を支援するため、各営業店（プラザ店、出張所、東京支店を除く全店）に「被災者支援特別相談窓口」を設置したほか、フリーダイヤルによる相談受付を実施し、震災による直接的、間接的に影響を受けられたお客様からのご相談に対応してまいりました。

また、住宅ローンご利用のお客様を対象として、「とうぎん夢プラザ」及び「ときわ台支店」に「住宅ローンご返済休日相談窓口」を設置し住宅ローンご利用のお客様からのご返済に関する相談に対応しております。さらに、年末、年度末の金融繁忙期には「中小企業等に対する休日相談窓口」を併設し、中小企業のお客様からのご返済に関する相談、資金繰りに関する相談等に対応しております。

設置日	名称	目的、設置場所等
平成 23 年 3 月 14 日～	被災者支援特別 相談窓口	震災により、家屋・社屋損壊等の災害に見舞われた個人・法人のお客様に向けて、プラザ店、出張所、東京支店を除く全店に「被災者支援特別相談窓口」を設置しました。
平成 23 年 12 月	中小企業等に対 する休日相談窓 口	震災による直接被害を受けたお客様はもちろん、受注先、仕入先等の被災による間接被害を受けたお客様に向けて「中小企業等に対する休日相談窓口」を次のとおり設置しました。 とうぎん夢プラザ : 平成 23 年 12 月の全土曜日、日曜日（8 日間） ときわ台支店 : 平成 23 年 12 月の全日曜日（4 日間）



平成 24 年 3 月	中小企業等に対する休日相談窓口	年末に続き、年度末の資金繰りを支援するため、平成 24 年 3 月に平成 23 年 12 月と同様の窓口を次のとおり設置いたしました。 とうぎん夢プラザ : 平成 24 年 3 月の全土曜日、日曜日 (8 日間) ときわ台支店 : 平成 24 年 3 月の全日曜日 (4 日間)
-------------	-----------------	---

## V 人材育成

当行は中小企業への安定資金供給を使命として設立された背景があり、人材育成についてもこの理念に基づいて研修を実施しております。お客様のニーズを的確に把握し、質の高い金融サービスの提供や適切なソリューションの提案をするため、定期的に研修を開催し、従業員のスキルの向上を図っております。また、震災復興支援については、これまで以上にあらゆるケースを想定しながら、被災者の相談に応じることが重要と考え、以下の方策を通じて、震災復興支援に向けた人材育成に取り組んでまいります。

### A コンサルティングスキル向上

当行では、「融資先の実態を掘り下げ、顧客のビジネスの本質を見抜く力を養成すること」や、「融資先の実態を適切に把握・推定し真の経営課題解決に結びつく提案営業を実行するためのスキルを身につけること」等を目的とし、行内の中小企業診断士資格者が営業店行員に対して経営改善支援等について直接指導を行うほか、若手～中堅の融資・渉外担当者を対象に、外部講師を活用した融資研修を継続開催しております。

今後は、被災地企業の相談にも対応できる行員の育成のためのプログラムもテーマに組み込み、コンサルティングスキルを持った行員の育成に取り組んでまいります。

### B 外部機関との連携を通じた人材育成

今後は、復興機構や震災支援機構等の外部機関を活用した再生支援の検討も増加していくものと考えております。両機構で再生支援を検討するにあたっては、事業者のこれまでのビジネスモデルの評価や財務内容の精査、事業再構築の検討や利害関係者等の調整等が必要ですが、両機構の案件に検討初期から積極的に関与することにより、本部担当者の再生支援スキルを向上させるとともに、営業店へのフィードバックを通じて営業店担当者のコンサルティング能力の向上にもつなげてまいります。今後も、両機構とのネットワークを密にして人材育成と再生支援に取り組んでまいります。

### C 渉外担当の研修

営業店における営業推進の責任者である渉外課長について、全店の営業力強化、予算達成意識の醸成等を目的として次の項目を主な内容として研修を開催しております。

- ・「渉外行動基準」を意識した目的訪問、複合セールスの徹底 新規法人融資先の増強
- ・渉外課行員の効率的かつ機動的な活動による面談件数の増加、商材の積上げ
- ・新規法人融資先への訪問強化

また営業店における課題やニーズに対する目利き能力やソリューション提案力の向上を図り、コンサルティング機能の提供を基本とした営業活動を展開するために、営業店別に研修会を開催しております。さらに、医療介護事業や環境ビジネス関連等の専門性の高い分野や新しいソリューションサービスについては、外部専門家を招聘し研修会を実施しております。今後も定期的に研修会等を開催し、目利き能力やコンサルティング能力の維持・向上に努めてまいります。

## D 農業経営アドバイザー

農業の特殊性を理解し、経営者の相談に応じるための基礎的な知識やノウハウを習得した行員を育成するため、日本政策金融公庫農林水産事業が行う「農業経営アドバイザー」の資格取得に努めております。平成24年3月末現在で計12名の農業経営アドバイザーに配属して地域の農業者の方々を支援しております。

【農業経営アドバイザーミーティングの様子】

この農業経営アドバイザーとアグリビジネス推進部による横断的な推進組織「とうぎんチームアグリ」を結成し、定期的にミーティングを開催して、支援事例やビジネスマッチング情報を共有して営業推進を図るほか、農業経営者・専門家の講演やパネルディスカッションを行う等個々のスキルアップを目指しております。



今後は、農業経営アドバイザーの上位資格の取得と、若手行員が農業の基礎知識を習得する「アグリ小切手」の発行を検討しており、行内推進体制の質の向上と裾野の拡大を図ってまいります。さらに、これまで以上に被災地の漁業・水産加工業復興に資するため、日本政策公庫農林水産事業が行う「水産業経営アドバイザー」資格の合格者輩出に向けた人材育成を行ってまいります。

## E 営業店業績評価及び個人業績評価

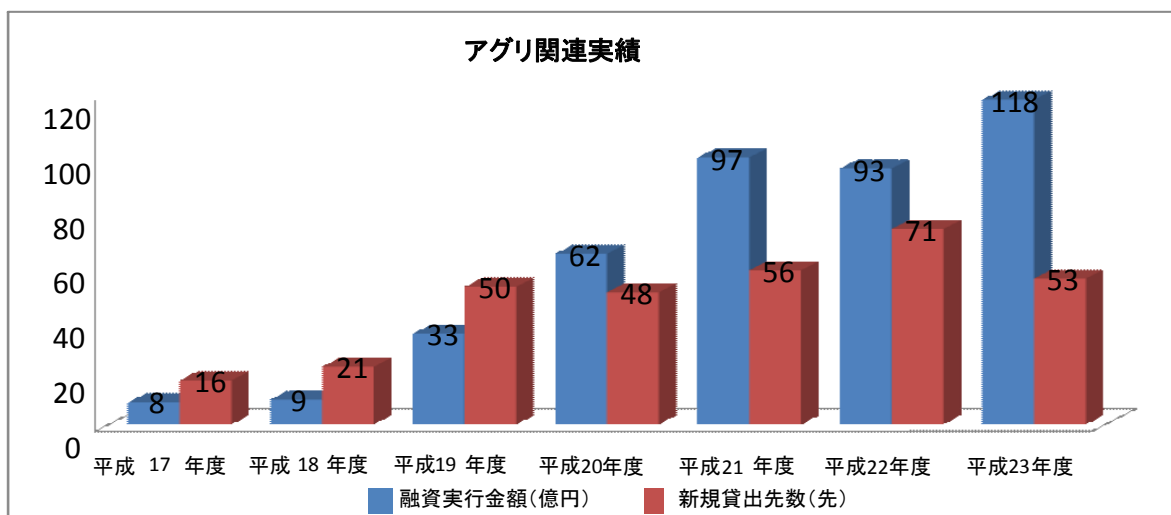
お客様に継続的な支援をしていく中で、組織並びに従業員のモチベーションを向上させるため、営業店業績評価項目に「復興支援及び金融円滑化への取り組み」等を設け、顕著な実績を挙げた営業店を表彰しております。また、個人に対しても「基盤拡充運動」で顕著な実績を挙げた従業員に個人表彰をしております。個人の実績についてオープン化することにより、予算達成意識の醸成に努めております。評価方法については今後も適宜見直し、全行的な意識の醸成に努めてまいります。

## 2. (4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

### 2. (4). ①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

#### I アグリビジネス支援

アグリ関連実績は、平成17年4月から平成24年3月までの累計で、融資実行金額423億40百万円、新規貸出先数315先にのぼっています。これまでを地域における浸透と業容拡大の「第1フェーズ」とすると、今後は蓄積された情報やノウハウに基づいた選択と集中でイノベーションを目指す「第2フェーズ」へ発展させてまいります。

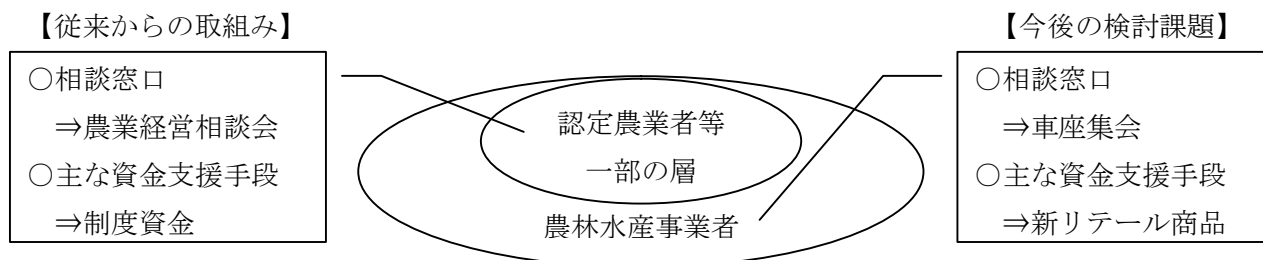


農林水産業においては、生産物それぞれに作業工程や期間が異なり、また季節要因も関わる等生産サイクルは多様化しており、これに応じた資金支援が重要であると認識しております。そのため、経営者からのヒアリングに基づいた個別の支援を実施しております。

また、農林水産業の分野では利子助成のある制度資金が整備されていることから、その活用を検討した上で、事業者にとって有利な資金調達を提案しております。

当行の農林水産業に対する支援は、事業者間に着実に浸透してきているところではありますが、さらに当行が優先して相談を受け付けるため、間口の広い商品の開発を目指してまいります。

#### 【顧客層と支援手段のセグメント】



◆主な農林水産業関連の融資商品の一覧（平成 24 年 3 月末現在）

提携機関	商品名
岩手県農業信用基金協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とうぎんアグリビジョン</li> <li>・農業近代化資金</li> <li>・家畜飼料特別支援資金</li> </ul>
日本政策金融公庫農林水産事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL 資金）</li> <li>・農業改良資金</li> <li>・農林漁業セーフティネット資金</li> </ul>

**A 農業経営相談会**

日本政策金融公庫農林水産事業と連携した農業経営相談会を行っております。花巻支店、鹿角支店、古川支店の 3 ヶ店で毎月開催日を設定し、農地購入や建物・機械設備、運転資金の相談等を受け付けております。

**B 着地型観光ビジネス**

企業の売上増につながる取組として「着地型観光ビジネス」を展開しております。着地型観光とは、従来の発着地から目的地の周遊、帰りまでをパッケージで提供するものとは違い、目的地において旅行商品を選択し楽しむもので、「田植え体験」や「野菜の収穫体験」等地域資源を旅行商品化しております。観光業においても自由度の高まり、個人化が進むなかで、ありきたりの観光施設ではなく現地の自然や風土を肌で感じてみたいというニーズが高まってきたことを受けて注目されております。

この取組によって、事業者は観光客受入に伴う売上が発生するとともに、実際に農産物や食品等を「食してもらおう」、「使ってもらおう」がきっかけとなり、後の個人向け販売につながるリピーターの囲い込みとすることが出来ます。あわせて地域の観光交流人口が増加し面的な経済活性化につながります。当行では着地型観光商品を販売するインターネットサイト運営会社をご紹介します、取組企業の増加に努めており、今後も地域コンテンツの充実を図ってまいります。

**【取組み企業一覧】**

企業	商品内容（実施済み）	企業	商品内容（現在調整中）
P 社	My 箸づくり	I 農園	田植え、稲刈り体験
T 農園	いちご狩り	B 社	レトロバス市内周遊ツアー
M 社	ラーメン、お菓子づくり	P 社	いちご狩り
T 社	味噌づくり	Y 社	炭焼き体験
I 社	小物入れづくり	M 社	郷土料理づくり
S 社	日帰り温泉&懐石料理プラン	K 社	博物館見学&工芸品づくり

## II 環境ビジネス支援

当行では、環境ビジネスへの積極的な取組として、地球温暖化対策に向けた、独自の環境格付手法によるエコ・ローンの発売や、取引先からの国内クレジット並びに J-VER 取得による支援等を実施し、環境面から地域経済への貢献を実践しております。また、当行が地元企業から購入する国内クレジット並びに J-VER については、営業活動や地域のイベント活動等の際に発生する CO2 排出量とオフセットすることで、排出権の地産地消により、当行自らも環境における社会貢献を実践しております。

今後は、再生可能エネルギー並びに省エネルギー等への支援を強化すべくエコ・ローンの改定や岩手県制度融資の取扱いを実施し、金融商品・サービスを通じて、環境保全に取り組むお客様を支援すると共に、地域における環境保全活動の支援を継続し、地域経済の更なる発展に、積極的に取り組んでまいります。また、地域の復興や、今後の電力供給不足への懸念を踏まえて、被災地域に見込まれる環境配慮型社会の形成に、震災のがれき利用によるバイオマス、被災浸水地域へのメガソーラー、地熱発電所計画等の具体的な取組について、持続的に支援をしてまいります。

当行は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」に署名しており、地域金融機関として環境負荷の軽減に取組、今後も CSR の一環として環境保全における地域社会への貢献をしてまいります。

### 〈国内クレジットの仕組み〉



※国内クレジット制度 中小企業等が大企業と協働して CO2 削減に取組、その削減分を売却できる仕組み

※国内クレジット 日本国内で実施した排出削減事業により、実現された排出削減量

### 【国内クレジットの取組実績】

当行ではお客様が行う CO2 排出削減事業に対し、経済産業省が所管する「国内クレジット制度」の「排出削減共同実施者」として参画し、国内クレジット認証に向けての支援を行ってまいりました。当行が参加した排出削減事業は、東北地区の金融機関最多の 3 件の取組件数となっております。

業種	排出削減事業の内容
小売業（スーパー）	冷凍冷蔵ショーケースの高効率機器設備への更新
病院	老人ホームにおけるヒートポンプの導入による熱源設備、照明設備の更新
産廃処理業	産業廃棄物処理施設における小型蒸気発電機の導入による余剰蒸気からの発電

### 【オフセット・クレジット（J-VER）の購入実績】

平成24年2月、盛岡市内のお客様が発行するオフセット・クレジット（J-VER）5tを購入いたしました。民間企業間による売買は、岩手県内初の事例です。当行では営業活動で発生するCO2排出量とオフセットし、排出権の地産地消を実施する予定です。

【売買調印式の様子】



## Ⅲ 医療・介護ビジネス支援

岩手県を中心とした当行の営業エリアにおいては、少子高齢化の影響により主に介護分野において起業や新たな設備投資が増加傾向にあり、当行では本部と営業店の顧客情報の共有化と推進フォロー体制の構築を図り、医療・介護ビジネスを支援してまいりました。

今後は、国の施策に基づき、医療・介護ビジネスは地域の成長分野として発展が見込まれることから、これまで取組んできた医療・介護ビジネスに対する資金供給ノウハウを活用し積極的に支援を行ってまいります。

### 【医療・介護ビジネス支援の取組実績】

#### ◆とうぎん医療・介護セミナーの開催

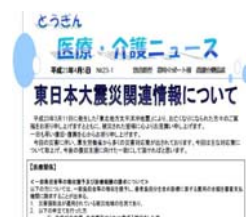
当行では医療・介護分野の支援強化の取組の一環として、医療機関関係者の皆様を対象とした「とうぎん医療セミナー」を開催しております。外部講師から「震災後の医療再生」、「診療報酬・介護報酬改定のポイント」等について講演頂いております。

【医療セミナーの様子】



#### ◆医療・介護ニュースの提供

当行では平成21年7月より情報資料として「とうぎん医療・介護ニュース」を発行し、医療・介護事業者のお客様へ提供してまいりました。平成23年度は震災に関連する制度情報等も発信しており、平成24年7月まで累計36号を発刊し、タイムリーな情報提供を行ってまいりました。



#### ◆「医療・介護相談窓口」の設置

当行では戦略統括部内に「医療・介護相談窓口」を設置しお客様からの様々な情報に対し迅速に対応しております。専門的な相談に対しては医療コンサルタント会社と業務提携を行い専門的な経営課題に対する支援体制を構築しております。なお平成23年度の相談件数は50件（前年比27件増加）となっております。

## 2. (4). ②経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

経営に関する相談等に対するコンサルティング機能の発揮、強化につきましては、これまでも地域密着型金融を推進するなかで取組んでまいりましたが、震災による影響や企業を取り巻く環境を鑑みるとさらに強化する必要があることから、以下の方策を推進してまいります。

### A 本部専担部署との連携

営業店だけでは解決できない、お客様の経営課題に対しては、これまでも本部専担部署との帯同訪問や外部専門家との連携により積極的に対応してまいりましたが、本部専担部署では営業店別に担当者を配置し、営業店、取引先や地域と密着し、正確な経営課題やニーズの把握、適切なソリューションの提供等きめ細かい対応を図っております。震災の影響により、被災地域での相談増加やより迅速な対応が必要になると予想されることから、沿岸被災地での本部サポートに重点を置き、今まで以上に地域に密着した活動を展開してまいります。

### B お客様の経営課題等の把握による最適なソリューションの提供

企業を取り巻く経済環境の変化に伴い、取引先の抱える経営課題やニーズは多様化・高度化しております。具体的には、企業の付加価値向上、流動資産の活用、事業承継、事業の拡大・多角化、環境保全への対応等多岐にわたっております。当行では経営に対する悩みや課題を抱えるお客様が、当行を信頼し相談できる関係を構築するために、経営者との継続的な面談によりコミュニケーションの向上を図っております。また、お客様の潜在的な悩みや課題に対して、早期に対応策を検討する為に、ソリューションサービスのラインアップを記載したパンフレットを作成しており、渉外活動において携帯し活用しております。ソリューションメニューは外部専門家とも連携した内容を用意しており、ニーズに合った各ソリューションサービスの提案を行っております。またソリューションの最適化を図るために各サービスの枠組みに拘らず、個別企業に合ったオーダーメイドの提案に努めております。当行では今後もお客様の定量・定性的な情報の把握に努め、経営課題解決に向け各ソリューションサービスについて適宜見直しを図りながら、新たな課題やニーズに対応してまいります。

## 【主なソリューションメニュー】

### M & A 仲介サービス

● 業容拡大、企業売却等のニーズに応じて、情報提供や契約までのサポートを行います。

● (株)日本M&Aセンター、(株)エスネットワークスと業務提携しています。

### 航空機オペレーティングリース

● リース事業への投資により、リース期間中の事業損益を取込み、利益の繰り延べを図るものです。

● リース会社と業務提携しており、当行からご紹介するサービスです。

### 事業承継支援

● 自社株対策、税金対策等も含めた、総合的サポートです。

● 従業員持株会設立や子会社再編による株式移動などのサポートもしています。

### 医療・介護ビジネス

● 医療・介護分野における最新の情報提供を行います。

● 提携外部機関の(株)川原経営総合センターを紹介することにより専門的なコンサルティングニーズに対応します。

### 遊休不動産の活用

● 不動産の活用ニーズに対して、情報提供を行います。

● 店舗や事務所、集合住宅、個人用の住宅建築等の資産活用にも対応します。

### 格付取得仲介サービス

● 外部機関による格付取得サービスです。

● 自社の信用力のPRや同業他社との差別化に有効です。

● 外部機関と提携しており、当行からご紹介するサービスです。

### 海外進出支援

● 海外ビジネス(販売、仕入、製造等)を検討する企業に情報提供を行います。

● 提携機関の三井住友海上保険(株)を通じて、外部専門家を紹介します。

### 貸倒リスク保証

● 売掛先の破綻時に売掛金を保証するサービスです。

● 売掛先の与信管理にも役立ちます。

● 建設業向け保証ファクタリングサービスも仲介しています。

### ファクタリングサービス

● 手形決済に変わる新しいシステムです。

● 印紙代等経費削減、対外的信用力のアピールにもつながります。

## C 地公体との連携

東日本大震災により東北地方の沿岸部等広域にわたり、多くの公共施設や公共インフラが甚大な被害を受けております。今後地域の復興に際し PPP(※1)や PFI(※2)等、積極的に民間資金を活用した手法が期待されております。また、平成 23 年 5 月に改正 PFI 法も可決され、国や地域の財政事情も厳しい中、地域経済の活性化を図るためにも地域金融機関として地域の公共へ積極的に関わる機会の増加が見込まれます。

当行は、戦略統括部が中心となり、従前から「PPP・PFI 事業」に注力してまいりました。平成 21 年 4 月に、紫波町で実施された「紫波火葬場整備事業」においては主導的な支援を実施し、プロジェクトファイナンスとして資金供給をおこなっております。



また平成 24 年 6 月には紫波町の「オガールプロジェクト」に対し、プロジェクト推進を担う第 3 セクターへの出資や、事業者である SPC に対しプロジェクトファイナンスを実施する等、地方自治体と連携した取組みを行っております。また、紫波町が公募を行っている紫波新庁舎整備事業に対しても、地元企業と連携し紫波町へ提案を実施しております。

当行の「PPP・PFI 事業」への貸出残高は 5 億 70 百万円（2 件）となっておりますが、今後は地域における積極的な民間資金の活用を支援し、「PPP・PFI 事業」への貸出残高増加を目指してまいります。

これまで取組んできた資金供給ノウハウの更なる蓄積と活用を発展させ、今後の復興に際しても新たな提言が出来る体制を整備してまいります。

※1 PPP(public-private-partnership)事業の企画段階から民間事業者が参加し資金やノウハウを活用していく手法

※2 PFI(private-finance-initiative) 国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを民間事業者が提供する手法

### 【オガールプロジェクト】

紫波町が進める「紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト）」の中核施設である「オガールプラザ（紫波町情報交流プラザ）」建設に際し、事業主体である「オガールプラザ株式会社」（SPC）に対し、プロジェクトファイナンスによる融資契約の締結を行っております。オガールプロジェクトは、都市と農村の新しい結びつきを創造することを

目的とした、紫波中央駅前の町有地 10.7ha を中心とした都市整備を図る事業です。

当行がプロジェクトファイナンスを実施する

「オガールプラザ」は同事業の中核であり、

町営図書館、民間テナント等が入居する

官民連携事業の複合施設となります。

### 【オガールプラザ】



## 2. (4). ③早期の事業再生に資する方策

お客様の事業について、健全な企業に立て直すための経営的な支援や、事業継続を前提に金融支援が伴う抜本的な事業再生計画の策定等の支援を、事業再生支援として実施しております。

また当行では他行に先駆け DDS や会社分割等に取り組んでまいりました。過去の実績に基づくノウハウを生かし、今後、震災からのお客様の再生支援に役立ててまいります。

### A 中小企業再生支援協議会及び企業再生支援機構との連携による事業再生

中小企業再生支援協議会の平成 23 年度の実績は経営改善計画策定先が 7 件、会社分割を想定した抜本的な事業再生計画の策定支援中が 1 件となっております。当行では平成 21 年 10 月より融資業務に精通した行員 1 名を協議会に出向させており、現状に即したより実現性の高い事業再生支援に向け連携

を強化してまいりました。

今後は財務の毀損等により債権者間での調整を要する抜本的な事業再生案件等については協議会の重要性が増すことから積極的に活用してまいります。また再生スキームの組立ての初期段階において、協議会への事前相談を積極的に実施し、第三者的な視点や専門的な知見を効果的に活用してまいります。

当行では財務内容の毀損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては外部の専門的ノウハウを活用すべく、東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手産業復興機構との連携並びに中小企業再生支援協議会及び企業再生支援機構についてもコンサルティング能力を有効に活用し企業の再生に向けて連携してまいります。

#### ◆中小企業再生支援協議会を活用した事例

当行と商工中金は、信用金庫と協調で、岩手県中小企業再生支援協議会との連携の下、北上市内のホテル2件を運営するお客様に対し、再建支援を実施しました。

バブル崩壊後、宿泊客数の伸び悩みや過剰債務により業績不振の状態が続いたことから、弁護士等専門家を交えながらお客様の再建策を協議し、平成18年2月には岩手県中小企業再生支援協議会の事業再構築計画サポートにより、今般の会社分割による再生スキームを策定しました。

お客様の事業再建計画の概要は、コア事業であるホテルの事業用資産負債を、会社分割により新会社に承継し、非事業用資産負債が残る分割会社と子会社を特別清算するものです。

会社分割・特別清算を組み合わせたスキームの活用により、分割承継会社の財務状態を改善し企業体力を強化することができました。

当計画は、会社分割・特別清算を組み合わせたスキームの活用により、分割承継会社の財務状態を改善し企業体力を強化するとともに、地域経済の維持及び雇用の確保が図られ、お客様と地域経済にとって大変に有効となりました。

## B 取引先の多様なニーズに迅速に対応するため専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携による事業再生

取引先の仕入・販売ルート拡大支援のためのビジネスマッチング等を含めた事業再生計画の策定や事業承継支援としてのM&Aにあたり、株式会社あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークス（コンサルティング会社）とそれぞれ連携協力協定を締結しました。

今後は、外部機関を活用し対象先の事業再生等に関する方針策定やソリューション提案等においてコンサルティング能力を補完・向上させ事業再生を支援してまいります。

## C 建設企業のための経営戦略アドバイザー事業の活用

国土交通省及び財団法人建設業振興基金では、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営戦略の実現を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」（以下：アドバイザー事業）を展開しております。当行は本事業を活用するため国土交通省及び財団法人建設業振興基金とパートナー協定を締結しており、本事業の活用により建設企業を支援してまいります。

### ◆アドバイザー事業を活用した事例

大幅な債務超過、かつ、長期延滞状態であるが業況は回復傾向にある建設業者（実質破綻先）がアドバイザー事業の支援対象に決定いたしました。この建設業者について抜本的な事業再生を図るべく中小企業再生支援協議会との連携を含めた取組を行っております。

現在、中小企業再生支援協議会の二次対応案件として、事業再生計画の策定に着手しており、財務及び事業デューディリジェンスを踏まえた計画策定のステージまで取組が進んでおります。

## 2. (4). ④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当行では中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継による企業の存続が地域の活性化に向けた大きな課題であると捉え、セミナーの開催や、スムーズな事業承継に向けた支援を実施してまいりました。事業承継は復興支援にもつながることから、今後とも積極的に取組んでまいります。

### A 事業承継支援について

近年、中小企業経営者の高齢化の進展や地域経済の減退等による後継者不足等、企業が抱える事業承継に関する課題は増加傾向にあります。当行では、これまでも営業店における経営者との日常的な面談等により支援ニーズを把握するとともに、営業店と本部、外部専門家にて連携を図り課題解決に向けての支援に取り組んでまいりました。

非上場企業において、事業承継（後継者問題）を考えたとき、「親族または社員への承継」、「解散（廃業）」、「M&A」、「株式上場」の4つの選択肢がありますが、当行では特に潜在的なものも含めてニーズが高まっている「親族または社員への承継」、「M&A」について、外部専門家と連携し積極的に支援を行ってまいります。

### ◆事業承継支援事例

自社株評価が高く株価対策に悩んでいたお客様に対して、本部専担部署と営業店が連携して、自社株評価、事業承継に伴う株式の分散化に伴う経営権の確保問題、グループ会社の持株関係の整理等の各種課題を踏まえ、外部専門家を活用し事業承継全体に対するコンサルティングの提供を実施いたしました。

## B 後継者育成支援

「次代を担う後継者の育成」のため、後継経営者・若手経営者の方々を対象に、中期経営計画の策定や組織づくり、人材育成をテーマとした後継者セミナー「社長の道場」を各地で開催しております。併せて後継経営者・若手経営者の方々からの信頼を醸成し、お客様と共に持続的な発展を目指していく当行の姿勢をお伝えする取組となっております。今後につきましても内容を適宜見直し各地で開催してまいります。

### 【社長の道場開催実績（平成 24 年 3 月末現在）】

	開催日	参加者数
北上	H18. 7. 13～11. 17（計 5 回開催）	190
盛岡	H18. 10. 5～H19. 3. 9	80
盛岡（※新年度記念セミナー）	H19. 4. 20	30
大船渡	H19. 9. 6～7	30
八戸	H20. 2. 7～8	40
古川	H20. 3. 4	90
宮古	H20. 7. 3～4	40
一関	H20. 12. 4～5	20
気仙沼	H21. 5. 21～22	30
水沢	H22. 2. 24	40
花巻	H22. 7. 8～9	60
久慈	H22. 12. 9～10	40
二戸	H24. 2. 22	60
計	13 回 開催	750

### 3. 協定銀行による株式等の引受等に係る事項

#### 3. (1) 協定銀行（整理回収機構）による株式等の引受を求める額及びその内容

	項目	内容
1	種類	株式会社東北銀行第一種優先株式
2	申込期日（払込期日）	平成 24 年 9 月 28 日
3	発行価額	1 株につき 250 円
	非資本組入れ額	1 株につき 125 円
4	発行総額	10,000 百万円
5	発行株式数	40 百万株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（平成25年3月31日に終了する事業年度に係る剰余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。）ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
	優先中間配当金	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 （転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	平成 25 年 6 月 29 日
	取得請求期間の終了日	平成 49 年 9 月 28 日
	当初取得価額 （当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額

	項目	内容
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第3金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第3金曜日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	【発行決議日前日の終値の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）】
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成34年9月29日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（当該日を含む）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	【発行決議日前日の終値の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）】

### 3. (2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

#### 3. (2). ①金額の算定根拠

平成24年3月末における当行の連結自己資本比率は9.47%、単体自己資本比率は8.79%であり国内基準行に求められている4%を大きく上回っております。また当行は平成23年3月末の決算において震災に係る特別損失46億円を計上し、当期純損失39億円となりましたが、震災の影響をすべて反映させたため、今後は確実に黒字を確保できる見通しです。

当行では東日本大震災以降、積極的に地域へ資金供給を行ってまいりました。しかしながら沿

岸被災地の復興が思うように進んでいないことから、金融面においては、地域金融機関の金融仲介機能の更なる発揮が求められていると認識しております。また東日本大震災から1年半が経過し、被災地の状況を鑑みると、復興のための資金供給は数年で到底終わるものではなく、長期間にわたり必要になってくると認識しております。

具体的には、昨年から現在までは、復興の進捗の遅れから復旧に向けた資金供給による支援が中心でした。しかしながら、今年度を国や岩手県も復興元年と位置づけていることから、今後は復興に向けた動きが加速していくものと想定しており、復興に向けた資金供給が重要になると捉えております。当行では、国に100億円の資本参加をいただき、平成23年3月期に計上した東日本大震災の影響による自己資本の減少額について復元を図ることにより、震災で被災した地域に対する安定的な資金供給に万全を期すものであります。また復興支援のための資金供給は長期間にわたり行う必要がありますが、今回の資本増強もあり計画期間中において当行の自己資本は、資金の安定供給に十分な水準を維持できる見込みであります。

### 3. (2). ②当該自己資本の活用方針

当行では新たに取引を開始して頂くお客様を含め、これまで以上に資金供給を積極的に行い、地域の復興に尽力してまいります。当行の営業基盤で、被災した岩手県を中心とした三陸沿岸部の復興と、当行が営業エリアとする地域における経済の活性化を使命として、当該自己資本を活用してまいります。

#### (連結) 自己資本比率とTier1比率の見込

【単位：％】

	24/3実績	24/9見込	25/3見込	26/3見込	27/3見込	28/3見込
自己資本比率	9.47	12.3 程度	11.3 程度	10.4 程度	9.8 程度	9.9 程度
Tier1比率	6.74	9.7 程度	9.7 程度	9.0 程度	9.1 程度	9.2 程度

#### (単体) 自己資本比率とTier1比率の見込

【単位：％】

	24/3実績	24/9見込	25/3見込	26/3見込	27/3見込	28/3見込
自己資本比率	8.79	11.7 程度	10.7 程度	9.8 程度	9.2 程度	9.3 程度
Tier1比率	6.04	9.0 程度	9.0 程度	8.4 程度	8.5 程度	8.6 程度

- 当行は、平成24年度以降に期限到来する劣後ローン及び劣後債（補完的項目・Tier II）を順次返済する予定であり、本計画期間の最終年度の自己資本比率は単体で9.3%程度を予定しております

## 4. 収益の見通し

### 4. (1) 平成24年3月期決算の概要

#### ・ 預金・譲渡性預金

預金等残高（譲渡性預金を含む）は、震災に起因する保険金や義援金等により法人、個人及び公金のすべての預金者別の区分で好調に推移しました。全体では前年同期比706億75百万円増加し7,168億43百万円となりました。

#### ・ 貸出金

貸出金残高全体では、前年同期比370億89百万円増加し4,954億62百万円となりました。このうち、中小企業等向け事業性貸出は同106億39百万円増加しました。

#### 【資産・負債の状況】

（単位：百万円）

	24年3月末			23年9月末	23年3月末
	実績	23年9月末 比	23年3月末 比	実績	実績
資産	769,601	13,504	89,636	756,097	679,965
うち貸出金	495,462	18,755	37,089	476,707	458,373
中小企業等向け事業性貸出	259,887	5,771	10,639	254,116	249,248
うち有価証券	179,047	2,425	22,459	176,622	156,588
負債	751,019	12,987	88,260	738,032	662,759
うち預金等	716,843	19,101	70,675	697,742	646,168
うち社債・借入金	24,360	142	18,042	24,218	6,318
純資産	18,581	516	1,376	18,065	17,205

※ 預金等は、譲渡性預金を含んでおります。

#### ・ 預り資産

お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えするため、投資信託と一時払い終身保険の新商品を追加し商品ラインナップの充実を図りました。その結果、保険商品は前年同期比108億89百万円増加し519億45百万円となっております。預り資産残高では同92億19百万円増加し768億75百万円となっております。

（※）保険商品は販売額の累計を残高としております。

#### ・ 損益

経常利益は、有価証券の売却や償還による損失の計上額が前年同期を上回ったものの、不良債権処理額の減少等もあり同7億28百万円増加し19億24百万円となりました。

平成23年3月期は東日本大震災の発生により、貸倒引当金追加繰入や固定資産関連の損失等を特別損失として46億円を計上した結果、当期純損失39億円となりましたが、当期は黒字転換となる7億80百万円の当期純利益を計上いたしました。



#### ・自己資本比率

利益による内部留保の積上げがありました。が、中小企業等向け事業性貸出に積極的に対応したことからリスクアセットが増加したため、自己資本比率（国内基準）は単体で8.79%（前期比△0.27ポイント）、連結で9.47%（前期比△0.22ポイント）となりました。

#### ・金融再生法開示債権

東日本大震災の発生から1年が経過し、復旧・復興に向けた支援と並行して不良債権処理を進めた結果、前年同期比4億21百万円減少し255億円となりました。なお、総与信額に占める開示債権比率は、同0.50ポイント低下し5.08%となりました。

#### ・与信費用等

一般貸倒引当金純繰入額は、平成23年3月期に震災の影響を保守的に見積もり引当処理した11億51百万円が被災地債務者の実態把握の進展で適正な債務者区分への分類による通常の一般貸倒引当金に振り替わったことや、正常先の予想損失率の低下等により戻入となりました。

個別貸倒引当金純繰入額は、平成23年3月期に震災の影響を保守的に見積もり債務者区分をランクダウンさせたため、平成24年3月期は債務者区分のランクダウンが概ね発生しませんでした。一方で不動産評価額の下落は続いており、担保価格の下落による追加引当費用等により1億33百万円の繰入となりました。

### 4. (2) 収益見通しの概要

#### ・平成24年9月期の決算の見通し

平成24年9月期決算につきましては、本年7月に「STELLA CUBE」へ基幹システムを移行したことにより経費の増加を見込んでおります。よって中間純利益については平成23年9月期比△4億円の3億円程度を見込んでおります。なお過年度の決算において震災関連の貸倒引当金は十分に計上しており、震災に関連した追加の引当金は発生しない見通しです。

#### ・平成25年3月期以降の決算の見通し

平成25年3月期以降の決算は、経営強化計画に基づく施策を着実に実施し確実に利益を積み上げてまいります。復興需要は復興計画の進捗により今後増加すると捉えており、積極的に資金供給を行うことで貸出増強を図ってまいります。

業務粗利益は貸出金増加による資金運用収益の増加により平成25年3月期は114億円程度、計画最終年度の平成28年3月期は118億円程度を見込んでおります。

経費は平成25年3月期に基幹システムの移行によりピークを迎え99億円程度を見込んでおります。平成26年3月期以降はシステムに係る経費が徐々に低下する見込みとなっており、平成28年3月期は96億円程度を見込んでおります。

与信関連費用（一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－償却債権取立益）は平成25年3月期で3億円程度を見込んでおります。中小企業金融円滑化法が平成25年3月末で期限を迎えることからコンサルティング機能を十分に発揮し事業者の支援を継続してまいります。一定の貸倒は発生するものと捉えており平成26年3月期は3億円、平成27年3月期は4億円、平成28年3月期は5億円の与信関連費用を見込んでおります。

有価証券関連は、計画期間中において日経平均株価が8,000円で推移するという保守的な前提条件のもと予想される評価損を見込んでおります。平成26年3月期は2億円程度、平成27年3月期は3.5億円程度、平成28年3月期は4.5億円程度の損失を見込んでおります。以上から当期純利益は、平成25年3月期は6.1億円程度、平成26年3月期は6.4億円程度、平成27年3月期は6.9億円程度、平成28年3月期は7.7億円程度を見込んでおります。

また平成29年3月期～平成31年3月期は当期純利益8.2億円、平成32年3月期以降につきましては、当期純利益10億円で横ばいに推移するものとしております。

#### 【収益の見通し、主な損益項目】

(単位：百万円)

	24/3期 実績	24/9期 見込み	25/3期 計画	26/3期 計画	27/3期 計画	28/3期 計画
業務粗利益	11,155	5,760	11,390	11,420	11,570	11,760
うち資金利益	10,065	4,950	9,960	10,190	10,320	10,520
うち役務取引等利益	1,090	600	1,220	1,230	1,240	1,220
経費	9,263	5,040	9,970	9,850	9,660	9,580
コア業務純益	1,900	510	1,220	1,570	1,910	2,180
一般貸倒引当金繰入額	0	0	△ 50	50	50	50
業務純益	1,891	710	1,470	1,520	1,860	2,130
臨時損益	36	△ 100	△ 370	△ 450	△ 700	△ 900
うち不良債権処理額	361	120	430	300	400	500
うち株式等関係損益	△ 946	△ 30	△ 50	△ 200	△ 350	△ 450
うち貸倒引当金戻入益	991	0	0	0	0	0
うち償却債権取立益	337	40	80	50	50	50
経常利益	1,924	620	1,100	1,070	1,160	1,230
特別損益	△ 84	△ 60	△ 60	0	0	0
当期純利益	780	320	610	640	690	770
利益剰余金	4,432	4,510	4,570	4,720	4,910	5,190

## 5. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行経営の健全性を保持するため内部留保の充実による資本の強化を図るとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。平成25年3月期以降の配当は、優先株式については約定に従った配当を行うとともに、普通株についても安定的な配当を目指してまいります。

当行は、東日本大震災からの復興に向け、長期的かつ積極的な資金供給を着実に実施することで、貸出金を増加させ収益力を向上させてまいります。

平成49年3月末には利益剰余金の額が153億円まで積み上がり、国の資金100億円の返済財源が確保出来る見込みです。

なお、当行は本計画以上に利益剰余金が積み上がった場合、国の資金について早期返済を検討してまいります。

### 【当期純利益、利益剰余金の残高推移】

(単位：百万円)

	24/3実績	24/9見込	25/3計画	26/3計画	27/3計画	28/3計画
当期純利益	780	320	610	640	690	770
利益剰余金	4,432	4,510	4,570	4,720	4,910	5,190
	29/3計画	30/3計画	31/3計画	32/3計画	33/3計画	34/3計画
当期純利益	820	820	820	1,000	1,000	1,000
利益剰余金	5,520	5,850	6,180	6,690	7,200	7,700
	35/3計画	36/3計画	37/3計画	38/3計画	39/3計画	40/3計画
当期純利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利益剰余金	8,210	8,720	9,230	9,730	10,240	10,750
	41/3計画	42/3計画	43/3計画	44/3計画	45/3計画	46/3計画
当期純利益	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利益剰余金	11,250	11,760	12,270	12,770	13,280	13,790
	47/3計画	48/3計画	49/3計画			
当期純利益	1,000	1,000	1,000			
利益剰余金	14,300	14,800	15,310			

## 6. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### 6. (1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

当行は迅速かつ的確な意思決定と業務執行を行い、適正な監督機能を確保するため、社外取締役の選任と監査役会及び内部監査部門が連携し以下の体制をとっております。

当行は取締役会を原則月1回開催しており、経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行っております。特に、社外取締役1名については、客観性、中立性ある立場から高い監督機能の役割を果たしております。

常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は原則毎週開催され、迅速な意思決定を行う体制を整備しております。常務会は取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や、常務会規程に基づく付議案件等を審議するとともに、重要な銀行業務の意思決定機関としての機能を担っております。

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役5名（会社法第2条第16号に規定された社外監査役3名を含む。）で構成されております。取締役会については監査役5名が、常務会については常勤監査役2名が出席し、適切な提言・助言を行っております。また業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

経営管理体制の充実、株主の皆さまをはじめとし、お客さま、地域の皆さま等すべてのステークホルダーの方々から厚い信頼を確立していくため、最も重要な経営課題の一つであると認識しております。

当行では経営管理に係る体制の充実を図るため、的確な経営の意思決定、決定に基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監査体制の構築に努めてまいります。

### 6. (2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

監査役は、監査役会で決定された監査実施計画に基づき、業務執行に関する監査実施状況の報告や、監査に関する重要な事項等の決議を行っております。また監査役は取締役会への出席を通して経営のチェックを行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況、内部統制の有効性及び法令遵守状況等を監査しております。

監査役は会計監査人から、期初に監査実施計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取、期末には監査実施状況等及び監査結果の報告を受ける等、緊密な連携を図っております。また内部監査部門である監査部と定期的に情報交換を行なうとともに、監査部と連携し、他の管理部門や業務部門の内部管理態勢等について深度あるヒアリングを適宜実施する等、緊密な連携を図っております。また監査部長は取締役会等への重要会議に出席し、監査役と深度ある連携に努めております。

また、会計監査人による外部監査は、北光監査法人と監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化を図っております。

なお、業務執行に対する監査又は監督の体制は金融評定制度による自己評定や、プロセス上の問題点

等についての監査を強化するための業務別の監査チェックシートを活用し、内部監査の有効性を高めるための見直しを適宜行ってまいります。

## **6. (3) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む)及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針**

### **①リスク管理体制**

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考え方のもと取締役会がリスク管理の基本方針、及びリスク管理体制を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し、前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含め ALM 委員会において管理する体制としております。後者は、リスクカテゴリーごとに主管部を明確にし、当該主管部ごとに管理体制の堅確化に努め、リスク要因の顕在化を抑制する管理体制としております。

### **②統合的リスク管理**

統合的リスク管理については、リスクの顕在化によって発生が予想される損失額を統計的な方法で計測し、これらの合計をリスク許容限度額として経営体力の指標である自己資本を勘案して設定するリスク許容限度額と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し管理しております。

経営陣と関係部で構成する ALM 委員会では、自己資本、リスク管理態勢、収益性、流動性（特に市場部門）を踏まえ、市場部門および貸出金の一部において、毎期、ポジション枠を設定する態勢としております。また、各部門のリスク枠や損失限度枠等の設定は実施しておりませんが、銀行全体の市場リスク量と信用リスク量の合計に自己資本額を基準としたリスク許容限度額を設定し、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているか、毎月確認しております。なお、リスクテイクは管理可能なリスクを対象とする方針としていることから、複雑なリスクは保有しておりません。

### **③信用リスク管理**

当行の信用リスク管理については、融資規程(クレジット・ポリシー)において、信用リスク管理の基本方針として、信用リスク管理態勢の整備、与信審査の客観性の確保、問題債権の管理、与信ポートフォリオ管理による与信集中の排除、信用リスクの定量的把握、適正な収益確保等の方針を定め、実施しております。

さらに、信用リスク管理規程において、目的、定義、範囲、態勢及び役割、管理方法等を定め、適

正な信用リスク管理が実現するよう態勢を整備し、実施しております。

与信ポートフォリオについても、四半期ごとに ALM 委員会で経営に報告し、信用リスク額、リスク量、予測最大損失額等の把握を行うとともに改善策等を指示する等管理しております。

具体的な顧客管理手法としては、融資先管理要領に基づき、大口与信先、特別管理先、経営改善指導先を選定し、営業店のモニタリング等を基に年 2 回、営業店と本部で取組方針協議を行い、支援及び管理を行っております。

また、本部管理・指導が必要な先については、企業経営支援室が顧客訪問し、経営改善計画策定等の支援・指導等を行っております。

不良債権の管理としては、営業店の期日管理チェック状況記録表や貸出金延滞一覧表による回収状況の報告により、管理を強化し、不良債権発生の未然防止や回収を図っております。

実質破綻先以下の管理は、毎年 2 月末、8 月末基準日として営業店より、債権管理報告を受け、早期回収・資産の流動化に向けた方針協議を行い、整理・回収を強化しております。

今後につきましても、信用リスク管理として、態勢等の整備・強化し、信用リスク管理の適正化を図ってまいります。

企業支援として、取組方針協議を基にこれまで以上に企業経営支援室が積極的に関与し、経営改善や事業再生の可能性が高いと見込まれる先を健全な企業に立直すための支援を行ってまいります。

不良債権対策として、問題先を特定の上、取組方針を明確化し、経営状況等を適切に把握・管理を行い、必要に応じて経営再建計画策定の指導や整理・回収を行ってまいります。

#### **④市場リスク管理**

市場リスク管理については、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を認識し、適正な市場リスク管理体制の整備・確立に向けて、リスク管理の方針及び管理体制の整備をしております。

具体的には、毎期、資産・負債の総合管理や自己資本管理等に関わる ALM 運営方針を決定し、また、市場部門が当該方針に基づき検討する戦略目標について、経営陣と関係部で構成する ALM 委員会において協議、決議しております。ALM 委員会では、市場部門の戦略目標について、毎期、市場運用業務等の方針を設定し、市場リスクを管理可能なリスクに限定する中で安定的な収益を確保することを確認しております。また、毎月、有価証券に関わる売買方針についても確認しております。

#### **⑤流動性リスク管理**

流動性リスク管理について、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに流動性リスク管理の重要性を十分に認識し、リスク管理規程、ALM 運営方針、市場運用業務等の運用管理基準、流動性危機対策マニュアル等の規定を定めております。月次の ALM 委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な

資金動向の報告を行なうほか、市場運用業務等の運用管理基準に日次・月次等の定例報告を定め、また、重要な事項については随時報告する体制としております。

## ⑥オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理については、事務リスク・システムリスク、その他オペ・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）の区分毎に主管部を定め、管理を行う体制としております。

事務リスクについては、事務規程の整備、研修及び営業店事務実施指導等により、厳正な事務取扱の定着に努めております。システムリスクについては、当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、委託先と共同で管理体制の整備を図る等、システムリスクの顕在化防止に努めております。その他オペ・リスクについては、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、また、検査及び内部監査の実施により、リスク要因の顕在化を抑制しております。

## 機能強化のための前提条件

本計画策定にあたっては、内外の金融・経済環境に不透明要素が多く残ることを踏まえ、前提となる指標のうち金利及び為替については平成24年7月末比横這いで試算しました。ただし、株価については長期的に低迷する可能性を保守的に考慮し、日経平均8,000円での横這いといたしました。尚、前提となる経済環境は以下のとおりです。

(金利)

金利の見通しにつきましては、平成24年7月末の水準にて推移するものと想定しております。

(為替)

為替(ドル/円)レートの見通しにつきましては、平成24年7月末の水準にて推移するものと想定しております。

(株価)

株価の見通しにつきましては、足元の株価水準に鑑み、計画期間内は8,000円にて推移するものと想定しております。

指標	24/3期 実績	24/7末 実績	24/9期 (前提)	25/3期 (前提)	25/9期 (前提)	26/3期 (前提)	26/9期 (前提)	27/3期 (前提)	27/9期 (前提)	28/3期 (前提)
無担保コールO/N	0.076	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
TIBOR3M	0.336	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33
10年国債	0.985	0.780	0.780	0.780	0.780	0.780	0.780	0.780	0.780	0.780
為替(ドル/円)	82.13	78.17	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00	78.00
日経平均株価	10,083	8,695	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

1. 無担保コールO/N : 短資協会が公表する加重平均レート
2. TIBOR3M : 全国銀行協会が公表する全銀協TIBOR
3. 10年国債 : 日本相互証券(株)が公表する終値(単利)レート
4. 為替(ドル/円) : 三井住友銀行が公表する10時時点の仲値レート
5. 日経平均株価 : 終値



「金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令」

附則第2条に定められている提出書類

平成24年9月



## 内閣府令附則第2条第1号に係る書類

### (1) 株式の引受けに係る申込みの理由書

## 内閣府令附則第2条第2号に係る書類

### (1) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、自己資本比率を記載した書面

貸借対照表（平成24年3月31日現在） .....	1
損益計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） .....	2
株主資本等変動計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） .....	3
連結貸借対照表（平成24年3月31日現在） .....	12
連結損益計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） .....	13
連結株主資本等変動計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで） ..	14
自己資本比率の状況.....	25
連結自己資本比率の状況.....	27

### (2) 最近の日計表

日計表（平成24年7月31日現在） .....	29
-------------------------	----

### (3) その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

四半期報告書（平成25年3月期第1四半期） .....	30
-----------------------------	----

## 株式の引受けに係る申込みの理由書

平成 24 年 9 月 6 日

岩手県盛岡市内丸 3-1  
株式会社 東北銀行  
代表取締役頭取 浅沼 新

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項に基づく株式の引受けに係る申込みの理由は以下のとおりです。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、当行が営業基盤としている岩手県の三陸沿岸部を中心に想定を超える大津波により甚大な被害をもたらしました。岩手県の主な被害状況は、被害の甚大な沿岸部を中心に、平成24年7月11日現在の死者・行方不明者は5,882人、家屋被害24,881棟、産業被害は8,293億円（平成24年3月1日現在）、公共土木施設被害2,990億円（平成23年7月31日現在）となっており、人的被害をはじめ、社会・インフラ基盤も大きく毀損いたしました。

当行の事業性融資のお取引先は全店で、7,196先、貸出残高は2,932億78百万円となっております。当行ではお取引先の調査を実施し、震災による直接・間接被害の有無、被害の程度等を確認しました。直接被害のうち「重度の被害」を受けたお客様は、371先、貸出残高は143億14百万円となっており、「軽度の被害」を受けたお客様は、883先、貸出残高は518億94百万円となっております。また間接被害を受けたお客様は、1,496先、貸出残高は623億10百万円となっております。震災による直接・間接の被害を受けたお取引先の全体の事業性融資のお取引先総数に対する割合は、先数で38.2%、貸出残高で43.8%に及びました。

そうした中、当行は平成24年度を復興に向けた支援を更に推し進めるための「復興元年」と捉えております。また「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」という経営理念のもと、現在の中期経営計画で「郷土の成長を育む農耕型の経営を実践する銀行」を目指すべき姿として地域の復興へ向け取組んでいるところです。また当行は戦後荒廃した岩手県の復興を果たすために設立された地方銀行であり、創業の精神を鑑みれば、今般の震災からの復興に向けて、積極的に資金供給を行っていくことが使命と捉えております。

以上のように、当行は、信用を供与しているお客様の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となったことから、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第1項に定める震災特例金融機関等に該当するものと認識しております。また、国の資金の活用を通じて、国との協調姿勢を表明し、国と一体となって復興に弾みをつけてまいりたいとの考えから、今般、預金保険機構に対して、株式の引受けに係る申込みを行うものであります。

以上

## 第92期末 (平成24年 3月31日現在)

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	15,119	預 金	706,703
現 金	13,993	当 座 預 金	14,932
預 け 金	1,126	普 通 預 金	301,189
コーポローン	64,400	貯 蓄 預 金	12,015
商品有価証券	16	通 知 預 金	1,461
商品地方債	16	定 期 預 金	363,484
有 価 証 券	179,047	定 期 積 金	10,474
国 債	102,342	そ の 他 の 預 金	3,145
地 方 債	10,877	譲 渡 性 預 金	10,140
社 債	53,947	借 用 金	23,160
株 式	4,392	借 入 金	23,160
その他の証券	7,487	社 債	1,200
貸 出 金	495,462	そ の 他 負 債	1,349
割 引 手 形	4,887	未 払 法 人 税 等	24
手 形 貸 付	43,648	未 払 費 用	472
証 書 貸 付	418,344	前 受 収 益	308
当 座 貸 越	28,581	給 付 補 て ん 備 金	14
外 国 為 替	836	金 融 派 生 商 品	0
外国他店預け	821	資 産 除 去 債 務	35
取立外国為替	15	そ の 他 の 負 債	493
そ の 他 資 産	1,745	退 職 給 付 引 当 金	2,226
未 収 収 益	844	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11
そ の 他 の 資 産	900	偶 発 損 失 引 当 金	306
有 形 固 定 資 産	9,970	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,010
建 物	1,949	支 払 承 諾	4,911
土 地	5,806	負 債 の 部 合 計	751,019
建 設 仮 勘 定	1,413	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	800	資 本 金	8,233
無 形 固 定 資 産	314	資 本 剰 余 金	6,159
ソフトウェア	265	資 本 準 備 金	6,154
その他の無形固定資産	48	そ の 他 資 本 剰 余 金	4
繰 延 税 金 資 産	4,147	利 益 剰 余 金	4,432
支 払 承 諾 見 返	4,911	利 益 準 備 金	94
貸 倒 引 当 金	△ 6,370	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,337
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,337
		自 己 株 式	△ 63
		株 主 資 本 合 計	18,761
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,809
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,629
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 180
		純 資 産 の 部 合 計	18,581
資 産 の 部 合 計	769,601	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	769,601

第92期

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		14,929
資金運用収益	10,747	
貸出金利息	9,426	
有価証券利息配当金	1,261	
コールローン利息	57	
預け金利息	1	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	1,902	
受入為替手数料	679	
その他の役員収益	1,223	
その他業務収益	820	
外国為替売買益	8	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	810	
その他経常収益	1,459	
貸倒引当金戻入益	991	
償却債権取立益	337	
株式等売却益	10	
金銭の信託運用益	13	
その他の経常収益	106	
経常費用		13,004
資金調達費用	685	
預金利息	446	
譲渡性預金利息	5	
借入金利息	194	
社債利息	39	
役員取引等費用	812	
支払為替手数料	121	
その他の役員費用	690	
その他業務費用	820	
国債等債券売却損	198	
国債等債券償還損	622	
営業経費	9,263	
その他経常費用	1,423	
貸出金償却	327	
株式等売却損	909	
株式等償却	47	
その他の経常費用	138	
経常利益		1,924
特別利益		5
固定資産処分益	5	
特別損失		89
固定資産処分損失	66	
減損損失	10	
災害による損失	12	
税引前当期純利益		1,840
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	1,049	
法人税等合計		1,059
当期純利益		780

第92期

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

## 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	8,233
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	8,233
<b>資本剰余金</b>	
<b>資本準備金</b>	
当期首残高	6,154
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	6,154
<b>その他資本剰余金</b>	
当期首残高	4
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	4
<b>資本剰余金合計</b>	
当期首残高	6,159
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	6,159
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
当期首残高	2,078
当期変動額	
剰余金の配当	94
利益準備金の取崩	△ 2,078
当期変動額合計	△ 1,983
当期末残高	94
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>別途積立金</b>	
当期首残高	4,862
当期変動額	
別途積立金の取崩	△ 4,862
当期変動額合計	△ 4,862
当期末残高	—
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	△ 2,860
当期変動額	
剰余金の配当	△ 568
当期純利益	780
利益準備金の取崩	2,078
別途積立金の取崩	4,862
土地再評価差額金の取崩	44
当期変動額合計	7,198
当期末残高	4,337
<b>利益剰余金合計</b>	
当期首残高	4,080
当期変動額	
剰余金の配当	△ 473
当期純利益	780
利益準備金の取崩	—
別途積立金の取崩	—
土地再評価差額金の取崩	44
当期変動額合計	351
当期末残高	4,432

科 目	金 額
<b>自己株式</b>	
当期首残高	△ 62
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 63
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	18,410
当期変動額	
剰余金の配当	△ 473
当期純利益	780
自己株式の取得	△ 0
利益準備金の取崩	—
別途積立金の取崩	—
土地再評価差額金の取崩	44
当期変動額合計	351
当期末残高	18,761
<b>評価・換算差額等</b>	
<b>  その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	△ 2,733
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	923
当期変動額合計	923
当期末残高	△ 1,809
<b>  土地再評価差額金</b>	
当期首残高	1,528
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	101
当期変動額合計	101
当期末残高	1,629
<b>評価・換算差額等合計</b>	
当期首残高	△ 1,205
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,024
当期変動額合計	1,024
当期末残高	△ 180
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	17,205
当期変動額	
剰余金の配当	△ 473
当期純利益	780
自己株式の取得	△ 0
利益準備金の取崩	—
別途積立金の取崩	—
土地再評価差額金の取崩	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,024
当期変動額合計	1,375
当期末残高	18,581

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 9年～30年  
その他 3年～20年
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,284百万円であります。
  - (2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理



### (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### (4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 追加情報

### （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

#### 1. 関係会社の株式総額 160百万円

#### 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は693百万円、延滞債権額は24,036百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

#### 3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は230百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

#### 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は426百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

#### 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,387百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,887百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 41,351百万円

現金預け金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,021百万円

借入金 18,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,267百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は42百万円及び敷金は13百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、171,448百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが166,132百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,813百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,399百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 485百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は393百万円であります。

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 13百万円

16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 関係会社に対する金銭債権総額 3,189百万円

18. 関係会社に対する金銭債務総額 2,323百万円

19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、94百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	5 2 百万円
役務取引等に係る収益総額	2 6 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1 4 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	5 2 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	3 0 8 百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東北保証 サービス(株)	岩手県 盛岡市	30	信用保証業務	所有 直接 100.00%	役員の兼任 当行各種ローンの 信用保証	各種ローンの 被保証	82,338	-	-
							被保証債務の 履行による ローンの回収	223	-	-

(注) 1. 取引金額は、期末残高を記載しております。

2. 保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社 (当該会社の 子会社を含む)	(株)ラクウン	岩手県 紫皮部 矢巾町	26	運送業	被所有 直接0.05%	資金の貸付	資金の貸付	239	貸出金	256
	(株)エステー モーター スクール	岩手県 岩手郡 滝沢村	30	自動車 教習所	なし	資金の貸付	資金の貸付	95	貸出金	82
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス(株)	岩手県 盛岡市	80	ガス事業	被所有 直接0.11%	資金の貸付	資金の貸付	991	貸出金	1,002
						社債の被所有	社債の被所有	100	社債	100
						貸出金 利息の受取	貸出金 利息の受取	16	貸出金 利息	-
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	盛岡ガス 燃料(株)	岩手県 盛岡市	12	小売・ 卸売業	被所有 直接0.10%	資金の貸付	資金の貸付	204	貸出金	212
						債務の保証	債務の保証	31	支払承諾 見返	31
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	宇部建設(株)	岩手県 一関市	20	建設業	被所有 直接0.10%	資金の貸付	資金の貸付	1	貸出金	100
						社債の被所有	社債の被所有	25	社債	25

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. (株)ラクウンは、当行取締役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

3. (株)エステーモータースクールは(株)ラクウンの完全子会社であります。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

4. 盛岡ガス(株)及び盛岡ガス燃料(株)は、当行取締役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金及び支払承諾見返の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

社債利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

5. 宇部建設株は、当行監査役及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。貸出金の取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。社債利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	315	3	—	318	(注)
合 計	315	3	—	318	

(注) 当事業年度増加株式数3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成24年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	10,590	10,714	123
	地方債	5,693	5,748	54
	社債	8,619	8,875	256
	その他	—	—	—
	小計	24,903	25,338	434
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	335	328	△6
	その他	500	497	△2
	小計	835	825	△9
合 計		25,738	26,164	425

3. 子会社・子法人等株式（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	160
合 計	160

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	599	446	153
	債券	123,423	122,577	846
	国債	88,739	88,280	458
	地方債	2,130	2,104	25
	社債	32,553	32,191	362
	その他	1,525	1,500	25
	小計	125,549	124,523	1,025
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,846	3,784	△938
	債券	18,504	18,904	△399
	国債	3,012	3,012	△0
	地方債	3,053	3,065	△11
	社債	12,438	12,826	△388
	その他	5,416	7,886	△2,469
	小計	26,767	30,575	△3,807
合計	152,316	155,098	△2,782	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	786
その他	45
合計	831

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,123	10	909
債券	122,096	709	188
国債	94,533	494	180
地方債	3,054	35	2
社債	24,507	179	5
その他	9,560	101	9
合計	132,780	821	1,108

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,301百万円
退職給付引当金	806
減価償却損金算入限度超過額	310
有価証券償却否認額	121
その他有価証券評価差額金	972
その他	760
繰延税金資産小計	6,273
評価性引当額	△2,109
繰延税金資産合計	4,164
繰延税金負債	
未収事業税	13
資産除去費用の資産計上額	2
繰延税金負債合計	16
繰延税金資産の純額	4,147百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は435百万円減少し、その他有価証券評価差額金は143百万円増加し、法人税等調整額は291百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は145百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

- |                  |         |
|------------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額    | 196円04銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 | 8円23銭   |

(その他)

(金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請検討開始)

平成24年3月12日開催の取締役会において、東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請(以下、「国の資本参加」という)に向けた検討を開始することを決定いたしました。

1. 国の資本参加に向けた検討を開始する目的

当行では、平成24年度を復興に向けた支援を更に推し進めるための「復興元年」と捉えております。また「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」という経営理念のもと、現在の中期経営計画で「郷土の成長を育む農耕型の経営を实践する銀行」を目指すべき姿として地域の復興へ向け取組んでいるところです。

当行は戦後荒廃した岩手県の復興を果たすために設立された地方銀行であり、創業の精神を鑑みれば、今般の震災からの復興に尽力することが使命であると考えております。

当行では昨年来、地域のお客様の復興に向け、積極的に資金供給を行ってまいりましたが、今般岩手県に本店を有する銀行として、国と一体となった取組みを先行して表明することで地域の復興にさらなる弾みをつけていくものであります。

さらに復興支援は、長期にわたって継続的に推進していくことが重要です。国の資本参加により地域への長期的かつ積極的な資金供給に万全を期すとともに、これまで以上にコンサルティング機能を発揮し、被災者の事業や生活の再建支援に積極的に取組んでまいります。

2. 国の資本参加の内容

申請の金額、資金の払込み時期、その他の内容につきましては、検討中でございます。

第92期末 (平成24年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	15,138	預 金	704,380
コールローン及び買入手形	64,400	譲 渡 性 預 金	10,140
商 品 有 価 証 券	16	借 用 金	23,178
有 価 証 券	178,898	社 債	1,200
貸 出 金	492,930	そ の 他 負 債	3,484
外 国 為 替	836	退 職 給 付 引 当 金	2,226
そ の 他 資 産	6,940	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11
有 形 固 定 資 産	10,130	偶 発 損 失 引 当 金	306
建 物	2,019	ポ イ ン ト 引 当 金	18
土 地	5,837	利 息 返 還 損 失 引 当 金	17
建 設 仮 勘 定	1,377	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,010
その他の有形固定資産	895	支 払 承 諾	4,911
無 形 固 定 資 産	381	負 債 の 部 合 計	750,885
ソ フ ト ウ ェ ア	332	( 純 資 産 の 部 )	
その他の無形固定資産	48	資 本 金	8,233
繰 延 税 金 資 産	4,170	資 本 剰 余 金	6,159
支 払 承 諾 見 返	4,911	利 益 剰 余 金	5,700
貸 倒 引 当 金	△ 6,952	自 己 株 式	△ 63
		株 主 資 本 合 計	20,029
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,809
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,629
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 180
		少 数 株 主 持 分	1,067
		純 資 産 の 部 合 計	20,916
資 産 の 部 合 計	771,802	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	771,802

第92期

平成 23 年 4 月 1 日から  
平成 24 年 3 月 31 日まで

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	17,110
資金運用収益	10,802
貸出金利息	9,481
有価証券利息配当金	1,260
コールローン利息及び買入手形利息	57
預け金利息	1
その他の受入利息	0
役員取引等収益	2,300
その他業務収益	2,529
その他経常収益	1,477
貸倒引当金戻入益	994
償却債権取立益	337
その他の経常収益	144
経常費用	14,934
資金調達費用	686
預金利息	446
譲渡性預金利息	5
借入金利息	195
社債利息	39
その他の支払利息	0
役員取引等費用	807
その他業務費用	2,118
営業経費	9,877
その他経常費用	1,444
その他の経常費用	1,444
経常利益	2,175
特別利益	397
固定資産処分益	5
負ののれん発生益	392
特別損失	89
固定資産処分損失	66
減損損失	10
災害による損失	12
税金等調整前当期純利益	2,483
法人税、住民税及び事業税	67
法人税等調整額	1,052
法人税等合計	1,119
少数株主損益調整前当期純利益	1,363
少数株主利益	218
当期純利益	1,145



第92期

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	8,233
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	8,233
<b>資本剰余金</b>	
当期首残高	6,159
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	6,159
<b>利益剰余金</b>	
当期首残高	4,984
当期変動額	
剰余金の配当	△ 473
当期純利益	1,145
土地再評価差額金の取崩	44
当期変動額合計	715
当期末残高	5,700
<b>自己株式</b>	
当期首残高	△ 62
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 63
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	19,314
当期変動額	
剰余金の配当	△ 473
当期純利益	1,145
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	44
当期変動額合計	715
当期末残高	20,029

科 目	金 額
<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
当期首残高	△ 2,733
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	923
当期変動額合計	923
当期末残高	△ 1,809
<b>土地再評価差額金</b>	
当期首残高	1,528
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	101
当期変動額合計	101
当期末残高	1,629
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	
当期首残高	△ 1,205
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,024
当期変動額合計	1,024
当期末残高	△ 180
<b>少数株主持分</b>	
当期首残高	1,259
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 192
当期変動額合計	△ 192
当期末残高	1,067
<b>純資産合計</b>	
当期首残高	19,368
当期変動額	
剰余金の配当	△ 473
当期純利益	1,145
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	832
当期変動額合計	1,548
当期末残高	20,916

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 会計処理基準に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は

5,284百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### 6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

#### 7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 8. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 9. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### 10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

#### 11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 12. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

#### 13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は743百万円、延滞債権額は24,708百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は289百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は426百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,167百万円であります。  
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,887百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 41,351百万円  
現金預け金 6百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 5,021百万円  
借入金 18,000百万円  
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,267百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は43百万円及び敷金は17百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、180,555百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが175,239百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 10,523百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 485百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は393百万円あります。

### (連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、株式等売却損909百万円及び貸出金償却342百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	95,099	—	—	95,099	
合 計	95,099	—	—	95,099	
自己株式					
普通株式	315	3	—	318	(注)
合 計	315	3	—	318	

(注) 当連結会計年度増加株式数3千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	236百万円	2.5円	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	236百万円	2.5円	平成23年9月30日	平成23年12月9日
合 計		473百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成24年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	236百万円	利益剰余金	2.5円	平成24年3月31日	平成24年6月22日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、国内に限定した銀行業務を中心に、リース業務やクレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主要な事業である銀行業務は、預金業務を中心とした資金調達により貸出金業務を行うほか、流動性確保のため安全性の高い有価証券等で運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、ヘッジ目的に限定したデリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク及び価格変動リスクに晒されております。

保有する負債は、資金調達を中心とする国内の法人及び個人からの預金が主であり、予期せぬ預金の流出により資金確保が困難になる等の流動性リスク及び金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはヘッジ手段として行っている金利スワップ取引及び通貨スワップ取引があります。金利スワップ取引は、ヘッジ対象である長期固定金利貸出金について金利スワップの特例処理を適用し、通貨スワップ取引は、ヘッジ対象である外国為替取引の為替リスクに対してヘッジ会計を適用しております。金利スワップの特例処理及び通貨スワップのヘッジ会計適用については、半期決算期毎に適用要件を満たすことを確認し、ヘッジの有効性を評価しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当行は、リスクの分散を基本とし、リスクに見合った収益力ある与信ポートフォリオの構築を目指した信用リスク管理を行っております。取引先への融資の審査判断については、内部基準で定められた決裁権限により、比較的风险が大きい融資は本部の審査専門部署や経営による審査判断が実施される態勢としております。

また、財務内容や返済の状況等の信用度に応じて取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分毎のリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。信用リスクの定量化は四半期毎に実施しており、計測したリスク量については、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当行では、資金の運用調達期間の不一致による金利リスクについて、統計的な手法により定量的に把握しており、月次で計測したリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

各種リスクを適切にコントロールするため、取締役会において統合的リスク管理方針を決定しており、同方針に基づいて自己資本を基準とする銀行全体のリスク許容限度額を定めております。

月次開催のALM委員会では、定量的に把握した各種リスク量の合計が、前述のリスク許容限度額に収まるよう管理しており、各種リスクと収益との状況を考慮した上で、必要に応じ金利リスクの低減手法を導入しリスクコントロールを図る一方、新たなリスクテイクの方針を決定するなど、機動的かつ効率的な業務運営に努めております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

当行では、配当収入及び値上り益の獲得、並びに有価証券ポートフォリオにおける金利リスクの相殺を主な目的として株式等への投資を行っており、投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しと価格変動リスクの影響等を考慮し、期初のALM委員会において決定するほか、月次のALM委員会においても、リスクの状況等に応じ随時見直しを行う体制としております。

株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場部門のリスク量として一体で計測しております。

計測した市場部門のリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会において管理しております。

###### (iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ目的に限定し取引を行っております。ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定を行い、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預け金」、「預金」、「借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」が対象となります。当行では、これらの金融資産、金融負債について、VaR（観測期間5年、保有期間240日、信頼区間99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量とし、市場リスクの定量的分析を行っております。市場リスクのリスク量の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債について、それぞれ各種リスクファクターに対する感応度を用いて算定しております。平成24年3月31日現在、市場リスクは、5,561百万円となります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理に関しては、資金管理部署である市場金融部が対外的な資金決済状況を一元的に把握し、資金繰りのリスクの抑制に努めております。また、月次のALM委員会においても、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	15,138	15,138	—
(2) コールローン及び買入手形	64,400	64,400	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	16	16	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	25,738	26,164	425
其他有価証券	152,317	152,317	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（*1）	492,930 △5,192		
	487,738	491,466	3,727
(6) 外国為替	836	836	—
資産計	746,185	750,338	4,153
(1) 預金	704,380	704,547	167
(2) 譲渡性預金	10,140	10,139	△0
(3) 借入金	23,178	22,908	△269
(4) 社債	1,200	1,161	△38
負債計	738,898	738,757	△140
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。



(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は124百万円増加、「繰延税金資産」は44百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は80百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフローオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用される金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (* 1)	797
②組合出資金 (* 2)	45
合 計	842

(\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\* 2) 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,144	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	262	1,262	758	1,658	15,764	6,032
其他有価証券のうち 満期があるもの	5,140	34,348	54,173	20,182	27,957	2,499
貸出金 (* )	109,157	86,314	78,045	46,706	49,829	70,954
合 計	114,559	121,925	132,978	68,546	93,551	79,486

(\* ) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない24,730百万円、期間の定めのないもの27,192百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (* )	679,654	22,022	1,673	549	480	—
譲渡性預金	10,140	—	—	—	—	—
借入金	18,017	—	24	4,024	1,037	13
社債	—	—	—	—	1,200	—
合 計	707,811	22,022	1,697	4,574	2,718	13

(\* ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は450百万円減少し、其他有価証券評価差額金は143百万円増加し、法人税等調整額は307百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は145百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 209円42銭
- 1株当たりの当期純利益金額 12円08銭

(その他)

(金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請検討開始)

平成24年3月12日開催の当行の取締役会において、東日本大震災の特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下、「国の資本参加」という）に向けた検討を開始することを決定いたしました。

1. 国の資本参加に向けた検討を開始する目的

当行並びに連結される子会社及び子法人等では、平成24年度を復興に向けた支援を更に推し進めるための「復興元年」と捉えております。また「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」という経営理念のもと、現在の中期経営計画で「郷土の成長を育む農耕型の経営を实践する銀行」を目指すべき姿として地域の復興へ向け取組んでいるところです。

当行は戦後荒廃した岩手県の復興を果たすために設立された地方銀行であり、創業の精神を鑑みれば、今般の震災からの復興に尽力することが使命であると考えております。

当行では昨年来、地域のお客様の復興に向け、積極的に資金供給を行ってまいりましたが、今般岩手県に本店を有する銀行として、国と一体となった取組みを先行して表明することで地域の復興にさらなる弾みをつけていくものであります。

さらに復興支援は、長期にわたって継続的に推進していくことが重要です。国の資本参加により地域への長期的かつ積極的な資金供給に万全を期すとともに、これまで以上にコンサルティング機能を発揮し、被災者の事業や生活の再建支援に積極的に取組んでまいります。

2. 国の資本参加の内容

申請の金額、資金の払込み時期、その他の内容につきましては、検討中でございます。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,233	8,233
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	6,154	6,154
	その他資本剰余金	4	4
	利益準備金	2,078	94
	その他利益剰余金	2,002	4,337
	その他	—	—
	自己株式（△）	62	63
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	236	236
	その他有価証券の評価差損（△）（注1）	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	18,173	18,524
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,221	1,187
	一般貸倒引当金	2,163	1,038
	負債性資本調達手段等	6,200	6,200
	うち永久劣後債務（注3）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	6,200	6,200
	計	9,584	8,426
うち自己資本への算入額 (B)	9,317	8,426	
控除項目	控除項目（注5） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	27,491	26,951
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	275,171	279,341
	オフ・バランス取引等項目	4,843	4,272
	信用リスク・アセットの額 (E)	280,014	283,614
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	23,334	22,796
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,866	1,823
	計 (E) + (F) (H)	303,348	306,410
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100 (%)		9.06	8.79
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		5.99	6.04

（注）1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成20年金融庁告示第79号）」を適用しております。

2. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(自己資本比率の状況)

(参 考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	8,233	8,233
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	6,159	6,159
	利益剰余金	4,984	5,700
	自己株式（△）	62	63
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	236	236
	その他有価証券の評価差損（△）（注1）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,259	1,067
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	20,336	20,860
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,221	1,187
	一般貸倒引当金	2,367	1,044
	負債性資本調達手段等	6,200	6,200
	うち永久劣後債務（注3）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	6,200	6,200
	計	9,788	8,432
	うち自己資本への算入額 (B)	9,334	8,432
控除項目	控除項目（注5） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	29,671	29,292
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	276,710	280,979
	オフ・バランス取引等項目	4,843	4,272
	信用リスク・アセットの額 (E)	281,554	285,251
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	24,510	24,062
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,960	1,925
計 (E) + (F) (H)	306,064	309,314	
連結自己資本比率（国内基準）= D / H × 100 (%)		9.69	9.47
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		6.64	6.74

- (注) 1. 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成20年金融庁告示第79号）」を適用しております。
2. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
3. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

未 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)  
(平成24年7月末現在)

(単位:百万円)

借 方			貸 方		
科 目	コード	金 額	科 目	コード	金 額
現金預け金	16058014	14,741	預当座預金	16059824	694,692
現 (うち切手手形)	16058024	13,400	普通預金	16059844	10,514
外国通貨	16058034	( 143 )	貯蓄預金	16059854	300,316
預け金	16058044	24	通知預金	16109974	12,204
(うち日銀預け金)	16058054	1,315	定期預金	16059864	1,009
(うち譲渡性預け金)	16058074	( 456 )	定期積金	16059904	356,879
コーポレート	16058094	( 456 )	定期預金	16059944	10,642
買入先勤定	16058104	( )	別段預金	16059874	2,353
債券貸借取引支払保証金	16058124	57,100	納税準備預金	16059884	107
買入金手形	16151044		非居住者円預金	16059974	
買入金銭債権	16178174		外貨預金	16059984	665
商品有価証券	16058134		(金融機関預金)	16060004	( 2,773 )
商品地方債	16058184		譲渡性預金	16060054	8,544
商品政府保証債	16058224	17	コーポレート	16060064	
その他の商品有価証券	16058234		売現先勤定	16151074	
金銭の信託	16058244	17	債券貸借取引受入担保金	16178194	
有価証券	16058254		売渡手形	16060074	
国債	16140994		コマージャナル・ペーパー	16141004	
(うち手元現在高)	16058114	15,000	借再用金	16060094	24,160
地方債	16058264	176,259	再割引手形	16060104	
短期社債	16058274	97,852	(うち日銀再割引手形)	16060114	( )
(公社公団債)	16058284	( 14,469 )	借入金	16060124	24,160
(金融債)	16058294	10,782	(うち日銀借入金)	16060134	( 19,000 )
(事業債)	16178184		当座借越	16060144	
株式	16058304	51,313	外国為替	16060164	
外国証券	16058314	( 37,332 )	外国他店預り	16060174	
その他の証券	16058324	( 1,502 )	外国他店借	16060184	
貸出	16058334	( 12,479 )	売渡外国為替	16060194	
割引手形	16058344	5,175	未払外国為替	16060204	
(うち商業手形)	16058354	2,500	短期社債	16178204	
貸付金	16058404	8,635	新株予約権付社債	16139294	1,200
(手形貸付)	16058444	496,275	信託勤定借	16060024	
(証書貸付)	16058494	3,246	その他の負債	16060214	5,660
(当座借越)	16058504	( 3,246 )	未決済為替借	16060224	
外国他店為替	16058514	483,028	未払法人税等	16060234	
外国他店貸	16058534	( 35,677 )	未払費用	16060304	1
買入外国為替	16058554	( 422,675 )	前受預り	16060314	
取立外国為替	16058564	( 24,676 )	従業員預り	16060324	
その他の資産	16058574	756	給付補てん備	16060334	13
未決済為替	16058584	730	先物取引受入証拠金	16060344	
前払費用	16058594		先物取引差金勘定	16097964	
未収収益	16058604		借入金商品債	16097974	
先物取引差入証拠金	16058614	26	借入金有価証券	16097984	
先物取引差金勘定	16058624	930	売付商品債	16060354	
保管有価証券等	16058634		金融派生商品	16109854	
金融派生商品	16058644		リース債務	16109864	
社債発行費用	16058654		資産除去債務	16312794	35
リース投資資産	16097924		代理店借	16318594	
代理店貸	16097934		未払配当金	16060364	36
その他の資産	16097944		未払送金為替	16060244	0
本支店未達	16151054		預金利息等預り	16060394	35
有形固定資産	16149934		仮受	16060404	4,431
建物	16321724		その他の負債	16060414	1,106
土地	16058724	577	本支店未達	16060254	
リース資産	16058714	352	賞与引当金	1612594	
建設仮勘定	16058734	0	役員賞与引当金	1618634	
その他の有形固定資産	16058674	0	退職給付引当金	16060524	2,226
無形固定資産	16192024	10,308	役員退職慰労引当金	16311584	
ソフトウェア	16192034	1,954	その他の引当金	16060534	317
のれん	16192044	5,806	特別法上の引当金	16060544	
リース資産	16312774		繰延税金負債	16060554	
建設仮勘定	16058834	1,728	再評価に係る繰延税金負債	16147214	1,010
その他の有形固定資産	16192054	818	支払承諾	16060574	4,681
無形固定資産	16192064	316	純資産	16060594	20,154
ソフトウェア	16192074	267	資本	16060604	8,233
のれん	16192084		新株式申込証拠金	16192114	
リース資産	16312784		資本剰余金	16178214	6,159
その他の無形固定資産	16192094	49	資本準備金	16060634	6,154
繰延税金資産	16146174	3,175	その他資本剰余金	16165514	4
再評価に係る繰延税金資産	16147204		利益剰余金	16178254	4,195
支払承諾	16058884	4,681	利益準備金	16060644	142
貸倒引当金	16060504	△ 6,370	その他利益剰余金	16192124	4,053
投資損失引当金	16149944		繰越利益剰余金	16060664	
			繰越利益剰余金	16192134	4,053
			自己株式	16162604	△ 63
			自己株式申込証拠金	16192144	
			その他有価証券評価差額金	16151104	
			繰延ヘッジ損益	16192154	
			土地再評価差額	16147224	1,629
			新株予約権	16192164	
			期中損益	16060744	543
合計	16058894	763,191	合計	16060754	763,191
コーポレート(外貨建分を除く)のうち無担保分		33,000	コーポレート(外貨建分を除く)のうち無担保分		
コーポレートのうち外貨建分			コーポレートのうち外貨建分		
割引手形のうち手形割引市場関係分			再割引手形のうち手形割引市場関係分		
貸付金のうち金融機関貸付金	16065974		借入金のうち金融機関借入金	16066004	24,000
貸付金のうち現地貸付			定期預金のうち円デポ取引		



# 四半期報告書

(第93期第1四半期)

自 平成24年4月1日  
至 平成24年6月30日



株式会社 **東北銀行**

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 33
- 2 事業の内容 ..... 33

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 34
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 34
- 3 財政状態及び経営成績の分析 ..... 34

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 39
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 39
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 39
- (4) ライツプランの内容 ..... 39
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 39
- (6) 大株主の状況 ..... 39
- (7) 議決権の状況 ..... 40

#### 2 役員の状況 ..... 40

### 第4 経理の状況 ..... 41

#### 1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 ..... 42
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 ..... 43
  - 四半期連結損益計算書 ..... 43
  - 四半期連結包括利益計算書 ..... 44

#### 2 その他 ..... 52

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 53

・ 四半期レビュー報告書（当第1四半期連結累計期間）

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第93期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【電話番号】	019 (651) 6161 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 高橋 淳悦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 株式会社 東北銀行 東京事務所
【電話番号】	03 (3270) 2851
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 荒道 修士
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		平成23年度 第1四半期連結 累計期間	平成24年度 第1四半期連結 累計期間	平成23年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 6月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	百万円	4,031	3,910	17,110
経常利益	百万円	534	564	2,175
四半期純利益	百万円	320	305	—
当期純利益	百万円	—	—	1,145
四半期包括利益	百万円	376	330	—
包括利益	百万円	—	—	2,433
純資産額	百万円	19,506	21,008	20,916
総資産額	百万円	748,910	771,444	771,802
1株当たり四半期純利益 金額	円	3.38	3.22	—
1株当たり当期純利益金 額	円	—	—	12.08
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	2.44	2.58	2.57

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式がないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における岩手県内の経済をみますと、復旧復興にむけた動きが本格化してきており、公共工事は被災地沿岸を中心に大幅に増加しております。また、雇用においても震災前の水準まで回復してきております。観光においては、「いわてデスティネーションキャンペーン」や「東北六魂祭」の開催効果もあり、世界遺産である平泉を中心に増加の動きが広がってきております。

総じて、岩手県内の経済は復旧復興需要に下支えされ、着実に回復歩調を辿っております。

このような中、当第1四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が前連結会計年度末比46億6百万円増加となりましたが、法人預金が減少したことから全体で同12億79百万円減少し7,132億41百万円となりました。

貸出金は、事業性や地方公共団体向け貸出が減少したことにより同71億48百万円減少し4,857億82百万円となりました。

有価証券は、同75億87百万円減少し1,713億11百万円となりました。

経常収益は、資金運用収益は増加しましたが、償却債権取立益等、その他経常収益の減少により前年同四半期連結累計期間比1億21百万円減少し39億10百万円となりました。経常費用は、株式関連損失等、その他経常費用の減少により同1億52百万円減少し33億45百万円となりました。

この結果、経常利益は同30百万円増加し5億64百万円、四半期純利益は同15百万円減少し3億5百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業務」の経常収益は前年同四半期連結累計期間比70百万円減少し35億32百万円となりました。セグメント利益は同61百万円増加し4億84百万円となりました。「リース業務」の経常収益は同42百万円減少し3億31百万円、セグメント利益は同13百万円減少し1百万円のセグメント損失となりました。

① 国内・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支の合計額（業務粗利益）は、国内業務部門31億98百万円、国際業務部門5百万円であり、合計では32億4百万円となりました。

資金運用収益の主なものは、国内業務部門では貸出金利息23億19百万円、有価証券利息配当金3億円などです。国際業務部門では有価証券利息配当金4百万円などです。また、資金調達費用の主なものは、国内業務部門では預金利息1億9百万円、借用金利息50百万円などです。

役務取引等収支は、内国為替手数料や投資信託等の預り資産販売に係る手数料を中心として、国内業務部門による収支がほぼ全額を占めており、合計で3億41百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務においては国債等債券損益（5勘定戻）3億1百万円のほか、連結子会社の業務に係る収支により、3億82百万円となりました。国際業務においては外国為替の売買により1百万円となり、合計で3億83百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	2,438	27	2,465
	当第1四半期連結累計期間	2,476	4	2,480
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	2,616	30	3 2,643
	当第1四半期連結累計期間	2,643	4	0 2,647
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	177	3	3 177
	当第1四半期連結累計期間	167	0	0 167
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	322	0	323
	当第1四半期連結累計期間	340	0	341
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	528	1	529
	当第1四半期連結累計期間	549	1	550
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	205	0	206
	当第1四半期連結累計期間	208	0	209
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	251	93	345
	当第1四半期連結累計期間	382	1	383
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	599	93	692
	当第1四半期連結累計期間	666	1	667
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	347	—	347
	当第1四半期連結累計期間	284	—	284

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結累計期間—百万円、当第1四半期連結累計期間1百万円）を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門5億49百万円、国際業務部門1百万円、合計で5億50百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門2億8百万円、国際業務部門0百万円、合計で2億9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	528	1	529
	当第1四半期連結累計期間	549	1	550
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	65	—	65
	当第1四半期連結累計期間	67	—	67
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	161	1	163
	当第1四半期連結累計期間	168	1	169
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	48	—	48
	当第1四半期連結累計期間	33	—	33
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	131	—	131
	当第1四半期連結累計期間	151	—	151
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	6	—	6
	当第1四半期連結累計期間	6	—	6
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	38	—	38
	当第1四半期連結累計期間	38	—	38
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	205	0	206
	当第1四半期連結累計期間	208	0	209
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	29	0	29
	当第1四半期連結累計期間	30	0	31

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第1四半期連結会計期間	675,551	737	676,289
	当第1四半期連結会計期間	703,997	699	704,697
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	298,071	—	298,071
	当第1四半期連結会計期間	332,838	—	332,838
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	373,449	—	373,449
	当第1四半期連結会計期間	369,545	—	369,545
うちその他	前第1四半期連結会計期間	4,030	737	4,768
	当第1四半期連結会計期間	1,613	699	2,312
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	8,991	—	8,991
	当第1四半期連結会計期間	8,544	—	8,544
総合計	前第1四半期連結会計期間	684,542	737	685,280
	当第1四半期連結会計期間	712,541	699	713,241

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。



④ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	458,011	100.00	485,782	100.00
製造業	46,188	10.08	46,892	9.65
農業、林業	3,419	0.75	3,165	0.65
漁業	494	0.11	509	0.11
鉱業、採石業、砂利採取業	658	0.14	710	0.15
建設業	35,688	7.79	31,633	6.51
電気・ガス・熱供給・水道業	7,113	1.55	7,447	1.53
情報通信業	4,029	0.88	3,903	0.81
運輸業、郵便業	16,495	3.60	20,446	4.21
卸売業、小売業	46,307	10.11	48,494	9.98
金融業、保険業	7,700	1.68	13,595	2.80
不動産業、物品賃貸業	69,696	15.22	72,488	14.92
各種サービス業	58,661	12.81	64,175	13.21
地方公共団体	57,655	12.59	69,386	14.28
その他	103,908	22.69	102,939	21.19
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	458,011	—	485,782	—

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項なし

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	300,000,000
第一種優先株式	300,000,000
計	300,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	95,099,631	同左	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数1,000株)
計	95,099,631	同左	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項なし

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	95,099	—	8,233,283	—	6,154,754

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

①【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 318,000	—	「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 93,848,000	93,848	同上
単元未満株式	普通株式 933,631	—	1単元（1,000株）未満の株式
発行済株式総数	95,099,631	—	—
総株主の議決権	—	93,848	—

（注）1. 上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式689株が含まれております。

②【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社東北銀行	盛岡市内丸3番1号	318,000	—	318,000	0.33
計	—	318,000	—	318,000	0.33

（注）平成24年6月30日現在の「所有株式数の合計」は、319,000株となっております。

2【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、北光監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	15,138	13,321
コールローン及び買入手形	64,400	65,900
商品有価証券	16	17
金銭の信託	—	15,000
有価証券	178,898	171,311
貸出金	※1 492,930	※1 485,782
外国為替	836	793
その他資産	6,940	7,203
有形固定資産	10,130	10,223
無形固定資産	381	335
繰延税金資産	4,170	4,028
支払承諾見返	4,911	4,564
貸倒引当金	△6,952	△7,037
<b>資産の部合計</b>	<b>771,802</b>	<b>771,444</b>
<b>負債の部</b>		
預金	704,380	704,697
譲渡性預金	10,140	8,544
借入金	23,178	24,170
社債	1,200	1,200
その他負債	3,484	3,704
退職給付引当金	2,226	2,186
睡眠預金払戻損失引当金	11	11
偶発損失引当金	306	309
ポイント引当金	18	19
利息返還損失引当金	17	17
再評価に係る繰延税金負債	1,010	1,010
支払承諾	4,911	4,564
<b>負債の部合計</b>	<b>750,885</b>	<b>750,435</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	8,233	8,233
資本剰余金	6,159	6,159
利益剰余金	5,700	5,769
自己株式	△63	△63
<b>株主資本合計</b>	<b>20,029</b>	<b>20,098</b>
その他有価証券評価差額金	△1,809	△1,799
土地再評価差額金	1,629	1,629
その他の包括利益累計額合計	△180	△169
少数株主持分	1,067	1,080
<b>純資産の部合計</b>	<b>20,916</b>	<b>21,008</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>771,802</b>	<b>771,444</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
経常収益	4,031	3,910
資金運用収益	2,643	2,647
(うち貸出金利息)	2,329	2,319
(うち有価証券利息配当金)	298	305
役務取引等収益	529	550
その他業務収益	692	667
その他経常収益	166	44
経常費用	3,497	3,345
資金調達費用	177	169
(うち預金利息)	119	108
役務取引等費用	206	209
その他業務費用	347	284
営業経費	2,426	2,467
その他経常費用	※1 339	※1 214
経常利益	534	564
特別利益	5	—
固定資産処分益	5	—
特別損失	14	1
固定資産処分損	2	0
災害による損失	12	1
税金等調整前四半期純利益	524	563
法人税、住民税及び事業税	2	109
法人税等調整額	235	133
法人税等合計	237	243
少数株主損益調整前四半期純利益	287	320
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△33	14
四半期純利益	320	305

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	287	320
その他の包括利益	89	10
その他有価証券評価差額金	89	10
四半期包括利益	376	330
親会社株主に係る四半期包括利益	410	316
少数株主に係る四半期包括利益	△33	14

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当第1四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響額は、軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
破綻先債権額	743百万円	801百万円
延滞債権額	24,708百万円	24,993百万円
3ヵ月以上延滞債権額	289百万円	503百万円
貸出条件緩和債権額	426百万円	189百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
貸倒引当金繰入額	－百万円	118百万円
株式等償却	－百万円	74百万円
株式等売却損	288百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	183百万円	170百万円

(注) 第1四半期連結累計期間において、のれんの償却額は発生しておりません。



(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項なし

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	236	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項なし

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	3,557	349	3,906	124	4,031	—	4,031
セグメント間の内部経常収益	45	24	69	90	159	△159	—
計	3,602	373	3,976	215	4,191	△159	4,031
セグメント利益 又はセグメント損失(△)	423	12	435	△9	425	108	534

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額108百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	3,453	317	3,770	139	3,910	—	3,910
セグメント間の内部経常収益	79	14	93	159	253	△253	—
計	3,532	331	3,864	299	4,163	△253	3,910
セグメント利益 又はセグメント損失(△)	484	△1	482	80	563	1	564

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、ソフトウェアの開発及び販売業であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額1百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

次表の「有価証券」には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等842百万円が含まれておりません。

科目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	—	—	—
有価証券	178,056	178,481	425

(注) 1. 金銭の信託の時価の算定方法

金銭の信託は、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

2. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は124百万円増加、「繰延税金資産」は44百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は80百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

当第1四半期連結会計期間（平成24年6月30日）

次表の「有価証券」には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等839百万円が含まれておりません。

科目	四半期連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
金銭の信託	15,000	15,000	—
有価証券	170,471	171,260	789

(注) 1. 金銭の信託の時価の算定方法

金銭の信託は、残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、満期保有目的の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

2. 有価証券の時価の算定方法

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は122百万円増加、「繰延税金資産」は43百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は79百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフローオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

なお、満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものに関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	10,590	10,714	123
地方債	5,693	5,748	54
社債	8,954	9,203	249
その他	500	497	△2
合計	25,738	26,164	425

当第1四半期連結会計期間（平成24年6月30日）

	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	10,590	10,873	282
地方債	5,662	5,799	137
社債	8,919	9,294	374
その他	500	494	△5
合計	25,672	26,461	789

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	4,231	3,446	△785
債券	141,481	141,927	446
国債	91,292	91,751	458
地方債	5,169	5,183	13
社債	45,018	44,992	△25
その他	9,386	6,942	△2,443
合計	155,099	152,317	△2,782

当第1四半期連結会計期間（平成24年6月30日）

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	4,157	3,164	△993
債券	132,844	133,691	847
国債	87,248	87,877	628
地方債	5,117	5,217	100
社債	40,478	40,596	118
その他	10,560	7,943	△2,617
合計	147,562	144,798	△2,763

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、74百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当第1四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合については全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項なし

当第1四半期連結会計期間（平成24年6月30日）

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	15,000	15,000	—

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	3.38	3.22
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	320	305
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	320	305
普通株式の期中平均株式数	千株	94,783	94,780

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

## 2【その他】

該当事項なし

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月3日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 下田 栄行 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 多田 秋雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東北銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、独立監査人の四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

※2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【会社名】	株式会社 東北銀行
【英訳名】	THE TOHOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 浅沼 新
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市内丸3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東北銀行 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号) 株式会社 東北銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取浅沼新は、当行の第93期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。